

町田市相模原市合同研究会報告書

テーマ「消防行政」

～ 委託消防と単独直営消防との比較～

町田市・相模原市

目 次

はじめに	1
第1章 消防行政の概要	2
1節 消防制度の沿革	3
1 消防制度の変遷	3
2 町田市・相模原市の消防体制の沿革	5
2節 消防行政サービスの提供方法からみた消防行政の特徴	9
第2章 基礎データ比較	12
1 消防署別管内情勢比較	12
2 消防車両数の比較	14
3 署所・消防ポンプ車の配置基準比較	16
4 火災状況・被害程度比較	17
5 消防費比較	19
6 データから見える両市消防体制の整理	22
第3章 消防事務委託における特徴	23
1節 町田市の東京消防庁への委託について	23
1 委託の概要	23
2 事務委託について	23
3 委託額の算出方法	24
4 消防に係る歳入について	25
5 委託の効果	26
6 委託の課題	27
2節 広域で消防サービスを提供することの特徴	27
第4章 両市における今後の検討事項に関する考察	31
補論 [大規模災害時の対応のあり方について～国の動向から～]	35
資料編	40
1 その他の常備消防に関するデータ比較	41
1) 救急活動	41
2) 予防活動	43
3) 消防水利	46
2 非常備消防（消防団）について	48
3 防災活動について	55
(巻末資料)	
1 付表（類似都市消防データ表）	62
2 国の消防力の基準の考え方について	63
3 東京消防庁ヒアリング報告書	64
4 研究経過及び研究会メンバーについて	81

はじめに

昭和 23 年の消防組織法制定により自治体消防制度が発足して以来、市町村は消防施設及び人員等の体制を整備して、管轄区域における消防を十分に果たすべき責任を有している。

現在、その執行においては、多くの自治体で行われている各市町村の単独直営や市町村共同による一部事務組合のほか、柔軟で効率的な消防の処理を実現するために、広域連合の設置、隣接する比較的規模が大きい市への事務委託など、幾つかの形態で行われている。

ところで、町田市と相模原市は、境川を挟んで接しており、文化、経済、交通などにおいて密接なつながりを有し、生活圏が一体となっている。しかし、消防行政においては、町田市は東京都（東京消防庁）に業務委託を行っており、一方、相模原市は、一般的によく見られる単独での運営を行っており、消防行政執行体制に相違がある。

この体制の相違から、消防サービスの提供方法や効果等に相違はでてくるのか。そして、その相違から両市の今後の消防行政に活かすことのできる改善点を見出せるのか。

今回の研究目的は、両市の消防行政体制等を比較することで両市の消防行政における特徴・課題を抽出し、そこから、各々の市における効率的、効果的な消防行政サービス提供方法を探ることにある。

本報告の構成は 4 章からなる。

第 1 章では、消防行政の概要を把握するために、まず、消防制度の沿革及び、今日の両市消防体制に至るまでの経緯を確認する。次に、消防行政そのものの特徴について、サービス提供方法の構造分析から考察する。

第 2 章では、両市の消防行政体制の現況・特徴について、署所数・消防車数・火災件数や消防費等のデータ比較から考察する。

第 3 章では、町田市の東京消防庁への消防業務委託の概要を整理し、委託における特徴を考察する。

第 4 章では、第 2 章で抽出した両市の消防行政体制の現況・特徴及び第 3 章で述べた委託における特徴を踏まえ、両市の消防行政における今後の方向性を検討する。

なお、調査研究にあたっては、両市の関係各課職員で 17 回の研究会を開催し、文献・消防年報・決算書等を用い、両市の消防行政の沿革・財政面・現況比較調査を行った後に、より詳細に両市の消防行政の実態を把握するために、東京消防庁や相模原消防本部にヒアリング調査等を実施した。

結論からいえば、今回の両市のデータ比較からは顕著な差はないことがわかり、執行体制の違い、優劣の特徴に基づいた効果的、効率的な消防行政執行体制について明確な提示提案はできなかった。しかし、とかく公共部門の中でも専門的要素が強く、その把握が困難な消防行政において、両市の体制比較を行い、消防行政の現状を把握できたことは、安全、安心のまちづくりへの関心がかつてないほど高まっている今日において、自治体運営を考察する上での一助となると考えている。

第1章 消防行政の概要

消防行政の根拠は、「消防組織法」(以下「組織法」という。)と「消防法」の2つにある。「組織法」は、消防業務の土台となる組織やその運営に関することが規定され、「消防法」には、消防業務における作用と権限に関することが規定されている。消防行政の組織とその役割は、組織法にみることができる。

組織法によると、「市町村は、当該市町村区域における消防を十分に果たすべき責任を有し」(組織法第6条) その消防の任務として、「その施設及び人員を活用して、1) 「国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、」2) 「水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減する」ことを以って、その任務とすることとなっている。(組織法第1条)

ところで、国民の生命や財産を火災から保護し、または各種災害の防除、被害の軽減をするために消防行政として実施する業務内容の種別は多様である。市町村によってもその扱いが異なると考えられるが、消防行政が実施する業務内容は、大きく分けて、警防業務、救急業務¹、予防業務、防災業務²に分類できる。

警防業務

あらゆる火災に迅速・的確に対応し、消火活動を行っている。また、火災、交通事故、水難事故、山岳事故、化学物質による特殊災害などに対し、救助隊を出場させ人命救助活動も担っている。

救急業務

救急現場からの通報を受け、現場へ救急隊を出場させ、傷病者の症状を的確に判断して、適切な救急処置を施しながら傷病者の症状に適応した最も近い医療機関へ搬送する活動を担っている。また、応急救護知識・技術の普及、啓発、育成を行うことにより救命率の向上を目指している。

予防業務

火災を未然に防ぐために、防火対象物(ホテルや病院、共同住宅等、政令で指定された建築物)や危険物(ガソリン・灯油等)施設等への消防同意(着工前にその建築物が防災上安全か申請書類を審査する業務)や検査(防火管理上不備がないかの検査)、消防用設備(消火設備や警報設備、避難設備等)設置に関する指導・立入検査、建築物の防火指導等を行っている。

¹ 救急業務については、広くみると警防業務に含まれるものであるが、昨今救急需要が増加の一途をたどっており、消防行政において重要課題になっていることから、警防活動とは別に分類した。

² 防災業務については、各市町村により、市長部局による所管、消防部局による所管、両部門による所管等、組織形態が様々であるため、消防行政の枠に入れるかの判断は市町村により異なる。しかし、町田市・相模原市の消防行政を比較する上で、相模原市は防災に関する事務が市長部局、消防部局両部門で関わっていることから、ここでは消防行政の一環として捉えた。

防災業務

風水震災等の災害から市民を守るため、災害予防、災害応急対策、災害復旧等、災害対策を定め、計画的な整備や推進を行う。また、自主防災組織の育成や家庭、学校、事業所等を通じて防災思想の普及啓発等も行っている。

上述した全ての業務に対して、論を展開することが消防行政を研究していく上で必要であるが、研究期間が限られていたため、今回の研究では、警防活動に焦点をあてて研究を行っている。警防活動を論の中心とした理由は、現在のところ消防行政業務の中心は警防活動であると考えられるためである。

1 節 消防制度の沿革

ここでは、消防制度の概要を把握するため、今日の消防制度に至った経緯を全国の沿革及び町田市・相模原市の沿革から述べる。

1 消防制度の変遷

消防の歴史は、古くは江戸時代にまで遡ることができる。

(1) 江戸時代

江戸城を類焼から守るために、幕府直属の消防隊として旗本により組織されていた「定火消」や大名が各自もっていた「大名火消」等の武家による消防組織があった。

一方、町人の住む町家地区では、町人組織としての店火消が存在していた。

店火消は、徳川吉宗の命により編成替えし、町火消「いろは組」として設置された。(消防団の前身であるといわれている。)町火消は、町奉行の監督下にあったものの、純然たる自治組織であり、経費の一切が町負担で、組織、人員等も町役人の自由に委ねられていた。

(2) 明治時代 <公設消防のはじまり>

明治維新後、武家の消滅とともに大名火消や定火消などの消防組織である武家火消は廃止された。引き続き存在を許されたのは、町火消のみである。町火消は、奉行所の仕事を東京府(現東京都)が引き継いだため、東京府の所轄となった。東京府は明治3年に消防局を開設し、町火消は消防組として改組され、消防局の管轄下に置かれた。

その後、政府は近代化を進めるにあたり機構改革を繰り返したため、消防事務も、司法省警保寮(現警察庁) 内務省警保寮、東京警視庁(現警視庁)とその所管を転々としていたが、明治13年に内務省警視局(現警察庁)のもとに消防本部(現東京消防庁)が設置されたことにより、公設消防が誕生した。

この時初めて今日の消防吏員にあたる、消防職員(官)が採用されるとともに、消防本部の職制などが定められ、今日の消防団員の前身である消防組(自治組織)とは別に、公

設の消防機関としての「消防本部」が誕生したのである。

これにより消防業務の執行が一応、警察事務と区別されることになったが、半年後の明治14年には、警視庁が再設置されたことに伴い、警察、消防の事務は一切警視庁に移管されることになった。以後自治体消防制度が発足する70年間にわたり、わが国の消防は警察機構の中に属することになる。

(3) 大正時代 <公設消防のひろまり>

当時の消防活動は、現在のように消防吏員が行うのではなく、消防組員が消防分署長(現在の消防長)の指揮に従って行っていたが、明治後期から蒸気ポンプや消火栓の普及など消防力の強化が図られ、これら消防の機械化も進み、専門的な知識と経験を有する職員養成の必要に迫られていた。そのため、大正2年に、消防組(自治組織)とは別に新たに“消防手”の階級を設けて、判任官³待遇とした。

また、大正8年の勅令により、東京と大阪⁴以外の都市に公設消防署を設置するため、「特別消防署規定」を制定した。これにより、京都市、神戸市、名古屋市、横浜市の4都市に公設消防署が設置されることとなった。それに伴い消防事務は、京都府、兵庫県、愛知県、神奈川県が掌ることとなり、消防に従事するものは判任官待遇の消防手となった。ここにおいて消防は「公設消防」として衣替えしていくことになる。

その後、昭和時代に入り、都市への人口集中により都市の火災発生危険が高まり、また、国際情勢の変転、非常時局の切迫、国防上の重要都市の消防体制の強化を図る目的で、各都市(30都市)⁵に順次、東京と同じ公設消防署が設置されていった。

(4) 昭和時代(終戦後) <自治体消防のはじまり>

太平洋戦争後、敗戦により日本の行政システムは大きな改革を遂げるが、中でも地方制度及び警察制度の改革は重要な項目として取り上げられた。これまで警察機構の中に属していた消防制度も大きく変化していくことになる。

戦前の日本の警察は、内務大臣を頂点とする国家警察であり、広範囲な行政権限が与えられていたため、連合国総司令部(GHQ)当局にとってはこのような警察制度を解体することが、占領目的を達成するための前提条件であった。そこで、マッカーサー元帥により「警察を地方分権化し、人口5000人以上の市町に自治体警察を設置し、警察は警察本来の犯罪捜査に専念し、その他の行政業務は各省に移し、地方自治体に掌握させる」という方針が示された。このことにより、昭和23年に施行されたのが「消防組織法」である。

³ 判任官とは、旧官吏制度における官吏の階級の1つで、各省大臣、地方長官などの権限で任用された。

⁴ 明治43年に勅令によって大阪市消防規定が設けられ、大阪市の消防は大阪府に移管され、府警察の管掌のもと常備消防が敷かれることとなった。

⁵ 現東京都下においては、立川市・八王子市・武蔵野市が、現神奈川県下においては、川崎市・横須賀市が該当する。

この消防組織法によって、消防の機構や運営方法は大きく変わった。従来の消防制度との相違の主な点は3つある。

警察制度から分離したこと

従来警察の一部門であった消防制度を、分離独立した。

消防責任を市町村の責任に移したこと

従来、内務大臣の指揮監督の下に警察権の範囲で属していた消防を、徹底した民主化及び地方分権の趣旨に従い、全部市町村の責任に移した。このことにより、消防は市町村がこれを管理し、市町村には消防団のほかに、その必要に応じて責任消防職を置き、消防本部、消防署、さらに消防の訓練機関を設けて、その責任を遂行していくこととなった。従って、従来警視庁はじめ府県警察部に属していた、いわゆる官設消防は、あげて市町村に移管されることになり、ただ消防の訓練機関のみが都道府県に残ることになった。

国家消防庁の設置とその役割

消防に関する国の機関として、国家消防庁が設置されるが、市町村の消防に対する指揮命令権を有するものではなく、市町村の消防の発展のために、各種の試験、法規、基準等の研究立案を行う機関として設置された。

このように現在の市町村責任による消防体制は、戦後の徹底した地方自治の流れから生じてきたものであり、消防組織法施行以来、自治体消防として発足し、現在に至っている。

2 町田市・相模原市の消防体制の沿革

昭和23年の消防組織法施行以来、消防責任は各市町村が有することは前述の通りであるが、消防事務の執行体制については、各市町村の単独直営体制、市町村共同による一部事務組合・広域連合の設置、隣接する比較的規模が大きい市町村への事務の委託などにより行われている。このうち、町田市の消防事務は、東京都（東京消防庁）への事務委託により運営され、相模原市の消防事務は単独で運営されている。そこで、両市の消防体制の相違はどのような経緯で生じたのか、両市の消防体制の沿革をみることにする。

(1) 町田市

消防組織法施行以前においては、警視庁消防部が東京都全域の消防事務を一体的に処理していた。

昭和18年になると、特設消防署規定により、それまで“東京府の存する区域”のみにしか消防署が設置できなかった項目を“内務大臣の指定する区域”にも消防署が設置できるように改正された。それに伴い、当時の町田町では、昭和20年八王子消防署町田臨時派出所が設置されている。

その後、昭和23年消防組織法が施行され、市町村単位の自治体消防として、それぞれが消防責任を負うことになった。ただし、東京の特別区は、その特殊性から23区を一つの市とみなし消防責任を果たすことになったため、東京都においては特別区の消防と、多摩地区の各市町村消防の2つの体制ができた。

当時の町田町においても、消防組織法の施行に伴い、昭和23年町田町消防本部が設置された。

その後、多摩地区は東京のベッドタウンとして急速に人口が増加し、学校、上下水道等の財政需要が増えたため、消防施設の充実まで手が回りかねる実情となっていた。このように特別区と多摩地区との間に行財政面において格差が生じてきたため、多摩地区の各市町村は、東京都が消防事務を包括的に実施するよう陳情を行った。

その際、現行法では、市町村が消防責任を果たすことを規定しており、この枠内で消防事務の広域処理の方法を検討した結果、一部事務組合、事務委託、財政補助等の案の中から、「事務委託方式」が適当であるということになった。

こうして、昭和35年内閣総理大臣の許可を得て、多摩地区の10市6町（八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、日野町、国分寺町、国立町、保谷町、田無町、小平町）の消防事務（消防団事務及び水利事務を除く。）を東京都（東京消防庁）へ委託することになった。（年表参照）

その後、委託市町村が増加し、現在は、稲城市、東久留米市、島しょを除く24市3町1村が消防事務を東京都（東京消防庁）に委託するに至っている。

（参考 『消防行政の概要』（2000年版）等）

以上をみると、町田市を含む多摩地域の市町村が東京消防庁への消防事務委託へ移行することになった事情としては、

東京都の消防は、昭和23年まで警視庁消防部により一括管理されていたこと

各市町村とも人口増加に係る行政負担の増大に伴い財政難であったこと

がその大きな要因であったといえる。

更に陳情における議論の過程をみても、「いわゆる東京の持っている宿命ともいうべき過大都市問題の波及したところが三多摩地方に現れておりまして、（中略）東京都の人口問題解決における衛星都市として東京から溢れる人口を担うようなことも予定されている。」（昭和34年12月17日 東京都総務広報渉外委員会荒井陳情人（武蔵野市長）より）との口述もあり、東京都の過大都市問題における人口対策のために、上下水道等の整備に追われ、消防力を高めることが容易でないといった 巨大都市圏 東京都としての特殊事情も多摩地域の消防事務を東京都が受託することになった要因であると考えられる。

(2) 相模原市

昭和 2 3 年消防組織法施行時、当時の相模原町にあった消防機関は、消防団のみであった。

昭和 3 0 年に総務課に消防係が新設され、消防団組織の運営管理とその適正化にあたった。また、その年制定された相模原市工場誘致条例により市勢の発展を図りつつある相模原市は、常備消防設置のための調査検討・準備に着手した。

その結果、昭和 3 2 年、消防本部等設置条例が可決され、昭和 3 3 年、常設消防隊を編成し、消防署の業務が開始された。(年表参照)

(参考 『 2 5 年のあゆみ 』)

町田市 / 相模原市 消防体制に関する年表

消防に関する法の流れ	町田市	相模原市
S14 警防団令(戦時体制に組織変え)	消防組から警防団へ	(消防組に自治組織の防護団合体) 警防団へ
S16		相模原町誕生 (8 警防団を合し)相模原町警防団編成
S20	八王子消防署町田臨時派出所設置	
S22 消防団令公布 (警防団は廃止され消防団に)	警防団から消防団へ	警防団から消防団へ
S23 消防組織法施行	町田町 消防本部を設置	
S29		相模原市(市制施行)
S30		総務課に消防係が新設
S31		常備消防設置のための調査検討準備
S33	町田市(市制施行)	消防本部設置
S35	東京都へ消防事務委託	



コラム【なぜ消防は市町村で警察は都道府県なのか】

現在消防業務は市町村の所管であり、警察業務は都道府県の所管であるが、戦後昭和22年の警察法制定当時は、自治体（市町村）消防同様、自治体（市町村）警察の時期があった。（厳密には、警察は国家地方警察＜人口5千人未満＞と自治体警察＜人口5千人以上＞の二重構造であった）

当時警察業務を市町村で行うことになった理由については、

「九月の十六日にマッカーサー元帥から、総理大臣宛に送付せられました警察の改革に関しする書簡は、…(中略)日本警察制度の改革に対します総司令部側の見解である、…(中略)結局あの手紙の範囲において、従ってあの手紙の内容を十分取り入れた法案を早急につくる必要がありまして、…(中略)あの手紙に正しい警察法の内容が完全にうたわれておるということを申し上げまして、私からのご説明を終わりたいと思います」(昭和22年10月13日 第001回国会衆議院「治安及び地方制度委員会」久山政府委員)

とあるように、「市町村警察（消防）」はまだ占領政策の一環であり、当時はそこに議論の余地はなかったものと思われる。（消防についてもマッカーサー書簡で述べられている）

その後、昭和29年に改正警察法が施行され、都道府県警察となった。この理由は、次の言葉にみることができる。

「現在の警察制度は国家地方警察と市町村自治体警察との二本建となっておりますが、町村を管轄する国家地方警察は国家的性格に過ぎて自治的要素を欠如し、都市を管轄する自治体警察は完全自治に過ぎて国家的性格を欠くところがあり、…(中略)市町村自治体警察は、治安の対象地域が近時とみに広くなりつつあるにもかかわらず、おのおのの市町村単位において独立しているでありまして、この細分化された警察組織のもとにおいては、警察運営の責任もまた多数に分割され、従ってその有機的活動は著しく阻害されているのであります。…(中略)警察単位の分割により生ずる盲点の存在が警察の効率的運営をみずから傷つけて参った次第であります」(昭和29年2月19日 第019回国会 衆議院「地方行政委員会」犬養国務大臣)

すなわち、国家地方警察と自治体警察による二重構造と、警察単位の細分化がもたらす治安任務遂行の非効率と責任の不明確さであった。警察については、この頃にすでに、Aという町からBという町に逃げ込んだときの犯人捜査がうまくいかないというような弊害が生じていたことが伺える。

一方、消防行政が対象とする「火災」については、広範囲にまたがるものはごく稀であり、警察行政が対象とする「犯罪」に比べると地域的には狭いものであり、市町村中心で十分であるという判断があったらと推測できる。警察と消防は、市町村が担うところまでは足並みを合わせてきたが、昭和29年を境にして、警察の主体は都道府県、消防は市町村という体制になり、今日に至っている。（今日は、消防需要の高度化、大災害への備えという観点で消防業務においても広域化の是非が課題となっている）

2 節 消防行政サービスの提供方法からみた消防行政の特徴

消防行政のうち、今回の研究で取り上げる警防活動の中心は、火災が発生した際に人命救助と延焼防止にあたることにある。基本的な活動の流れは、下記の通りである。

現場での火災発生	発見人による通報	通信施設（指令センター）による覚知及び出場部隊への指令	各署からの消防隊出場	現場到着	現場における警防活動開始（人命救助・援護注水・延焼阻止）及び原因・損害の調査（現場検証）
----------	----------	-----------------------------	------------	------	--

この活動を実施するにあたり、活動部隊としての消防吏員と車両（ポンプ車等）による消防隊が必要になる。また、それらを常置待機させ、災害が発生した場合に迅速に出動可能な体制を確保するための拠点施設としての消防署所を1セットにした装置が基本として必要となる。

この基本的な消防行政サービスを提供するにあたり必要な装置は、火災の持つ2つの不確実性により、固定的な装置配置になるといえる。

火災の不確実性とは、1つは火災発生の不確実性であり、もう1つは被害の大きさの不確実性である。火災発生の不確実性とは、いつどこで火災が起こるか予測が不可能（時間や場所を特定できない）なことである。被害の大きさの不確実性とは、発生した時間や場所により被害の広がり方の様相が異なるため、被害の大きさを予測することが不可能なことである。

これらの点を踏まえ消防行政のサービス提供方法をみていくと、消防行政の特徴として、3つの点で固定的な行政運営、つまり柔軟な行政運営が難しい行政分野であることがみえてくる。

地域対応型の装置行政

“いつどこで起こるか分からない”火災発生現場に赴き、また、“突発した時間や場所により様相が異なる”被害をできるだけ少なく止めるためには、現場へできるだけ短い時間で到着し、消火活動が始めることのできる拠点に装置を常置しなければならないため、その配置には距離的な制約がかかり、面積要件の点で固定的になる。

ところで、各市町村の消防に必要な人員及び施設は、市街地の人口、都市構造、中高層建築物の状況、危険物施設の数、過去の火災発生状況等を考慮して当該市町村が決定するものである。しかし、国民の生命、身体及び財産を火災等の災害から保護することが目的である消防行政においては、全国的に一定程度の水準が維持される必要があるため、国で

は消防力について、全国的に適用される共通の消防力の整備指針として「消防力の基準」⁶を示している。

この基準では、出動から放水開始までの所要時間が 6.5 分を超えると急激に延焼率が高まることから⁷、出動～消火を始める時間を 6.5 分以内としている。6.5 分の内訳は、消防隊が火災現場到着後、放水を開始するまでの準備時間を 2 分、消防ポンプ自動車の走行時間を 4.5 分としている。

このことから、効果的に消防行政の目的を達成するためには、市街地においては消防隊出動から 4.5 分で火災現場に到達できるような位置に消防ポンプ車を適宜配置することが重要であるとされている。

リスク低減行政（セーフティネット）

火災はその多くが放火や失火などの人為的要因によって発生していることから、本来ある程度人口の集中した地域に装置を集中的に配置することが費用対効果という点では適当である。しかし、火災による被害は市民の生命・財産に極めて大きな影響を与えることから、設置に係る費用対効果のみを基準に配置することが難しく、人口集中度合いや火災件数の多寡に関わらず装置を等距離（固定的）に配置することになる。

人件費が 8 割近くを占めるマンパワー型の行政の典型

装置の中身で言えば、一般的に 1 消防隊につき 5 人の消防吏員と消防ポンプ車により編成される。5 人という人数は、先着隊が支障なく警防活動ができるための必要人数とされており、小隊長が全体の状況を把握し活動方針や活動を管理し、火災状況に応じ、人命救助や消火活動にあたる。

更に、人員配置は 24 時間体制をとることが必要なため、3 部制（2 部制の市町村もある）が敷かれている。つまり、装置として 1 消防隊を設置するということは、3 隊×5 人 = 15 人の消防吏員を配置することに繋がり、この消防吏員の人件費も含めた経費が警防活動に必要な固定的な費用となる。

⁶ 「消防力の基準」は、昭和 36 年制定当時、全国各地で市街地大火が頻発していたという時代背景を受け、国としてできるだけ早く市町村の消防力の増強を推進するために制定された。法的根拠としては、消防組織法第 20 条の「消防庁長官は、必要に応じ、消防に関する事項について都道府県又は市町村に対して助言を与え、勧告し、又は指導を行うことができる。」という規定に基づき、制定されている。

そこには、施設の基準として、署所・ポンプ車・はしご車、化学消防車、救助工作車、救急自動車配置などの基準が、人員の基準として、ポンプ自動車や救助工作車に搭乗する隊員や救急隊員、通信員、予防活動を行う予防要員、消防団員などの配置に関する基準、消防水利の基準として、消防水利の配置や給水能力基準などが、標準的なあるべき姿として記載されている。

なお、「消防力の基準」は昭和 36 年制定以後 40 年を経て、都市構造の変化、救急出動件数の大幅な増加をはじめとする消防需要の変化、地方分権の動きなど、近年の消防を取り巻く諸情勢が著しく変化したことを踏まえ、消防活動の実態を反映した、より合理的な基準とするとともに、市町村が必要な消防力を算定するにあたって自主的に判断することができるよう、平成 12 年に大幅に改正された。

⁷ 放水開始時間算定の前提となる建築物の構造や隣棟間隔などの都市環境については、巻末資料（P63）に掲載する。

全国の平成14年度消防費決算額1兆8,593億円の性質別内訳（次項参照）でも、人件費1兆4,011億円（消防費全体の75.4%、前年度75.7%）、物件費1,638億円（同8.8%、同8.6%）、普通建設事業費2,198億円（同11.8%、同11.8%）、その他746億円（同4.0%、同3.9%）となっており、消防行政において人件費の割合が極めて高いことが伺える。

市町村消防費の性質別歳出決算額の推移

（単位：億円、％）

区 分	平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		対前年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	増減額	増減率
人件費	13,810	72.6	13,937	74.4	13,979	74.5	14,103	75.7	14,011	75.4	△92	△0.7
物件費	1,619	8.5	1,588	8.5	1,609	8.6	1,603	8.6	1,638	8.8	35	2.2
普通建設事業費	2,838	14.9	2,449	13.1	2,425	12.9	2,198	11.8	2,198	11.8	0	0.0
┌ 補助事業費	575	3.0	561	3.0	586	3.1	590	3.2	557	3.0	△33	△5.6
├ 単独事業費	2,253	11.9	1,886	10.1	1,835	9.8	1,602	8.6	1,629	8.8	27	1.7
└ 受託事業費	10	0.1	2	0.0	4	0.0	6	0.0	12	0.1	6	100.0
その他	745	3.9	761	4.1	745	4.0	721	3.9	746	4.0	25	3.5
計	19,012	100.0	18,736	100.0	18,758	100.0	18,625	100.0	18,593	100.0	△32	△0.2

（注）単位未満四捨五入のため、合計、増減額等が一致しない場合がある。

（『平成16年度消防白書』より）

このように消防行政の基本的なサービスである警防活動からみた消火体制の特徴は、火災のもつ不確実性に対応する現場即応型の装置行政であり、その装置は物理的（面積要件に束縛）に固定的であり、また、人件費も含めた経費も固定的になることから、柔軟な行政運営が図りにくい行政分野であるといえる。

第2章 基礎データ比較

第2章では、第1章の消防行政の特性を踏まえた上で、消防に関する基礎的な統計データ比較を行い、両市の消防体制や現況等の相違を把握する。なお、報告書本編では、警防活動を中心に展開しているため、この章でも同様の扱いをし、他の調査項目比較については資料編で述べるものとする。

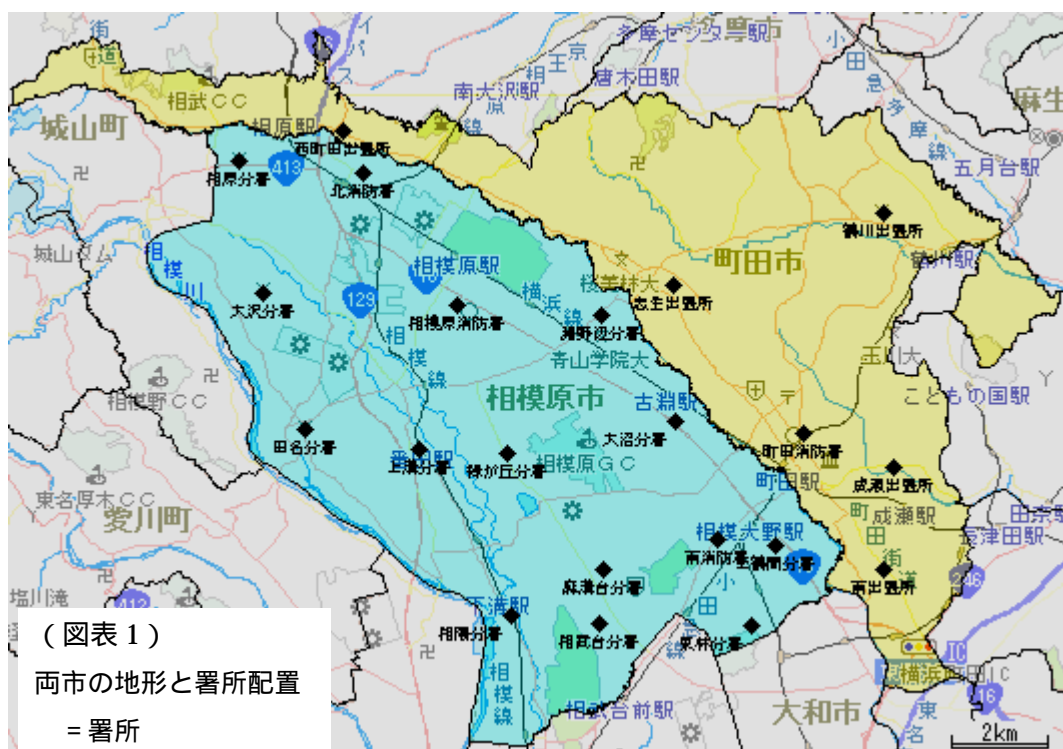
1 消防署別管内情勢比較

地理的要件

警防活動においては、より早く現地へ到着できるような署所配置が重要であり、効率的な署所配置を行うには、地理的要件の影響が大きい。

町田市は、管内面積に対する可住地面積率が84.9%と高いが、行政界で見ると東京都のエリアの中で神奈川県へ突き出す形となっており、消防力の結集には時間を有する地域がある。(図表1)

相模原市は、管内面積に対する可住地面積率が95.2%と非常に高く、また、地形でみると平坦地ではほぼ長方形に近いことから、署所配置を効率的に行いやすい地理的要件を有している。(図表1)ただし、市内に3箇所ある米軍基地により分断されている地域もあり、課題は残している。



署所数と消防職員数

1 署所当りの所管可住地面積¹・1 署所当り所管市民数で比較すると、相模原市に比べて町田市の方がより広範囲をカバーしている。

特に1 署所当りの所管可住地面積については、町田市の方が2 倍程度、広範囲をカバーしている。また、1 署所が所管する最大面積と最小面積で比較しても、町田市の方が広範囲をカバーしていることがわかる。(図表2)

消防職員1 人当りの市民数で比較すると、相模原市に比べて町田市の方が市人口に対して職員数が少ないことがわかる。(図表2)

消防署別管内情勢(図表2)

(H15.4.1 現在)

項目	町田市	相模原市
人口	396,278 人	616,355 人
管内面積	71.62km ²	90.41km ²
可住地面積	60.82km ²	86.14km ²
署所数	6 署所	15 署所
1署所当り可住地面積	10.14km ² /1署所	5.74km ² /1署所
最大所管面積	19.06km ² /1署所	9.68km ² /1署所
最小所管面積	5.94km ² /1署所	2.19km ² /1署所
1署所当り市民数	66,046 人/1署所	41,090 人/1署所
消防職員数 ¹	310 人	601 人
職員1人当りの市民数	1,278 人/1職員	1,026 人/1職員

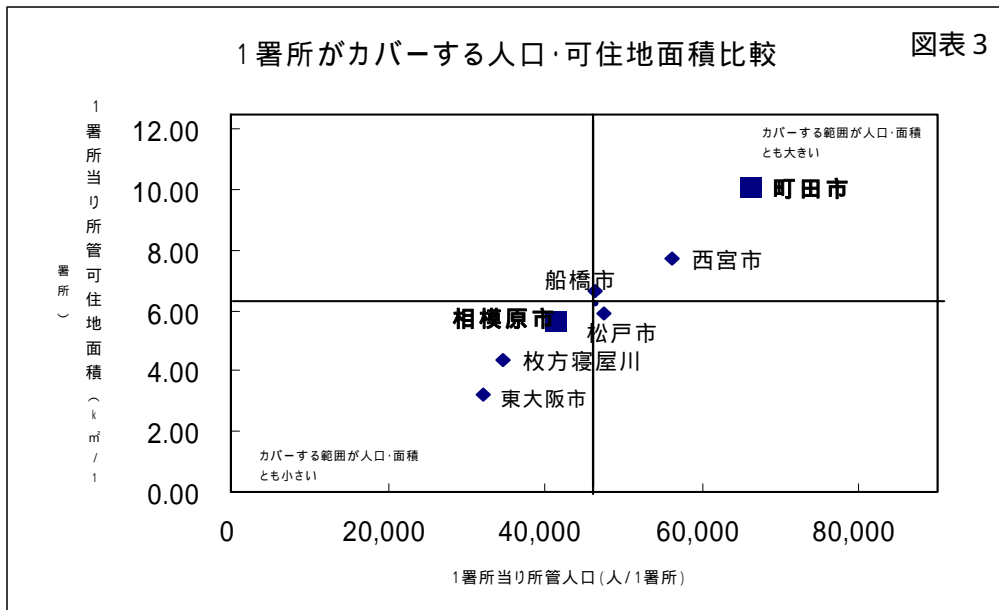
1 町田署所勤務職員のみ数字

(出典「東京消防庁第55回統計書」「年報相模原市の消防平成十五年版」等より作成)

両市の1 署所当りがカバーする人口・可住地面積について、類似都市²間比較でポジションを確認する。類似都市における1 署所当りの平均所管可住地面積は、6.26 km²/1 署であり、1 署所当りの平均所管人口は、46,263 人/1 署所である。類似都市間比較においては、相模原市の方が平均的であり、町田市は相対的に広範囲をカバーしている。(図表3)

¹ 管内情勢を比較する上で、面積に比べ、可住地面積の方が実態に即していると判断し、可住地面積を採用した。

² 類似都市は、町田市・相模原市の人口、面積±2 割程度の基準で選定した。各市の人口及び面積は巻末資料(P62)を参照されたい。(類似都市：船橋市・松戸市・西宮市・枚方寝屋川・東大阪市)



(出典 各市平成 15 年刊行「消防年報」より作成)

2 消防車両数の比較

消防車両における 1 台当り所管可住地面積で比較すると、相模原市に比べ、町田市の方が広範囲をカバーしている。

同比較を、第 9 方面本部³と相模原市で行うと、消防車両の所管可住地面積については、第 9 方面本部の方がより広範囲をカバーしている。しかし、東京消防庁全体における消防車両（救助工作車を除く）の 1 台当り所管可住地面積は、相模原市と比べて狭域となる。(図表 4)

同じ東京消防庁の管轄区域内でも、東京消防庁全域・第 9 方面本部区域・町田市域で消防車両 1 台当りの所管可住地面積が異なる。これは、多摩地域と特別区では都市形態が異なり、都市特性に応じた配置を行っているためであると考えられる。

³ 第 9 方面本部とは、東京消防庁管轄区域のうち、八王子・青梅・町田・日野・福生・多摩・あきる野・奥多摩地域を指す

主な消防車両の配置状況(図表4)

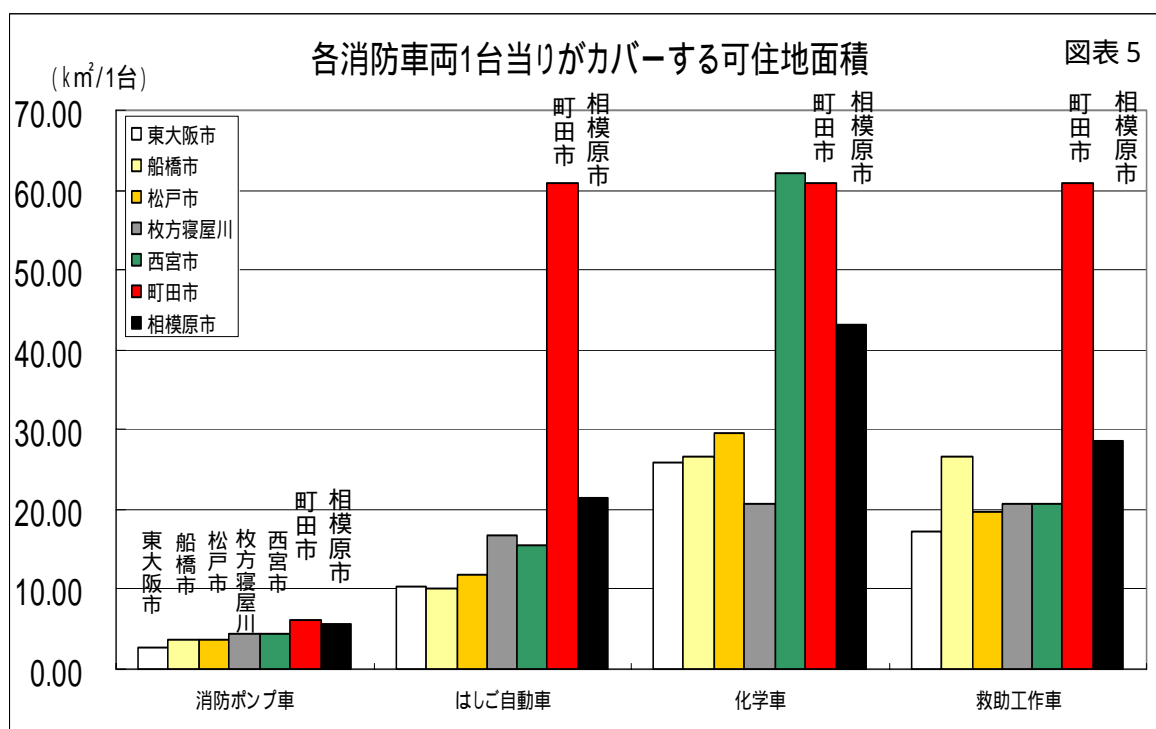
(H15.4.1現在)

項目	町田市	相模原市	第9方面本部	東京消防庁
消防ポンプ車数 ¹	10台	15台	48台	486台
1台当りの可住地面積	6.08km ² /1台	5.74km ² /1台	7.08km ² /1台	2.49km ² /1台
はしご自動車数 ²	1台	4台	7台	85台
1台当りの可住地面積	60.82km ² /1台	21.54km ² /1台	48.53km ² /1台	14.23km ² /1台
化学車数 ³	1台	2台	5台	48台
1台当りの可住地面積	60.82km ² /1台	43.07km ² /1台	67.95km ² /1台	25.20km ² /1台
救助工作車数 ⁴	1台	3台	4台	25台
1台当りの可住地面積	60.82km ² /1台	28.71km ² /1台	84.93km ² /1台	48.38km ² /1台

(出典 東京消防庁ホームページ「年報相模原市の消防平成十五年版」等より作成)

- 1 予備分・消防団分含まない
- 2 はしご自動車とは、高所における救助，消火，照明，破壊等の器具を備えた車両である。
- 3 化学車とは、ガソリンや灯油等の消火活動が可能な装備を有した車両である。
- 4 救助工作車とは、火災、災害等の救助に対応するための資機材を積んだ車両である。

同比較を類似都市間で比較すると、町田市の消防車両における1台当りがカバーする可住地面積は、広範囲である。特に、はしご自動車、化学車、救助工作車の所管可住地面積では総合的にみて、類似都市間で最も広範囲である。(図表5)



(出典 各市平成15年刊行「消防年報」をもとに作成)

3 署所・消防ポンプ車の配置基準比較

上記 図表 1、図表 4 でみたとおり、署所数で見ると、1 署所当りの所管可住地面積については、相模原市より町田市の方が 2 倍程度広範囲をカバーしている。(町田市 10.14km²/1署所、相模原市 5.74km²/1署所) 一方、ポンプ車数で見ると、火災発生現地で実働する消防ポンプ車 1 台当りのカバーする可住地面積については、相模原市と町田市はその差は縮まる。(町田市 6.08km²/1台、相模原市 5.74km²/1台)

これは、火災発生現地へ赴く拠点としての消防署所の配置基準と、警防活動を行う消防ポンプ車の配置基準の考え方が両体制で異なることによるものだと考えられる。

署所配置における基本的な考え方の相違

単独市町村で消防サービスを提供する場合は、各市町村の管轄域内で署所や各種車両(消防ポンプ車、救急車等)等の配置を行うが、東京消防庁では各委託市町村区域で区切るのではなく、都全体を 1 つの地域とみなしている。(図表 6)

市区町村区域に捉われず都全体を 1 つの地域とみなすことで、近隣の狭い地域での署所の重複がなくなり、署所を効率的に配置することができる。

図表 6



署所・消防ポンプ車配置基準の相違

東京消防庁は、覚知から 5 分以内で、火災発生現場に消防ポンプ車 2 台が到着できるような配置基準であり、相模原市は覚知から 5 分以内で放水を開始できるような配置基準である。(図表 7)

このような配置基準を踏まえ、両市の消防署所と消防ポンプ車の配置状況及び平成 14 年度における平均到着時間をみると、町田市内の署所は 6 署所中 4 署所で、1 署所に対し消防ポンプ車 2 台を常置待機させており、平均到着時間は、5 分 10 秒である。相模原市では全 15 署所で、1 署所に対し消防ポンプ車 1 台を常置待機させており、平均到着時間は 4 分 33 秒である。

両体制における配置相違は、警防活動に対する考え方の相違から生じていると考えられる。火災の被害抑制は初期消火までの時間が重要とされることから、到着時間で見れば、

より早い時間で最先着の消防ポンプ車 1 台が到着できる相模原市の方がきめ細かな配置を行っているといえる。一方、東京消防庁は、目標現着時間は相模原市より遅いものの、最先着の消防ポンプ車 2 台が一斉に警防活動を始められることから、最先着の消防力集結は相模原市より強いといえる。

署所・消防ポンプ車配置基準（図表 7）

（H14）

項目	町田市	相模原市
署所・消防ポンプ車配置基準	覚知から 5 分以内で 2 台が現場に到着できるように配置。	覚知から 5 分以内で放水が開始できるよう配置。
消防ポンプ車想定走行速度	四百数十 m/分	五百 m/分
消防ポンプ車配置人員	原則 5 人。（2 台配置署所については、2 台で 8 人も可能）。	原則 5 人。
署所と消防ポンプ車の配置イメージ図 	<p>○ = 1 署所の平均所管エリア □ = 1 署所 □ = ポンプ車</p> <p>署所平均可住地面積 10.14k m² ポ 2 台最少配置人員・・ 8 人</p> <p>署所平均可住地面積 5.74k m² ポ 1 台配置人員・・ 5 人</p>	
消防ポンプ車の覚知から現着の平均時間（H14 中）	5 分 10 秒	4 分 33 秒

（ヒアリング調査等をもとに作成）

4 火災状況・被害程度比較

過去 3 年間の 1 万人当り火災件数を比較すると、町田市に比べ、相模原市の方が多い。全国の年間の人口 1 万人当り火災発生件数は平均 5.0 件（消防白書 H12～14 データ）である。全国平均でも、町田市、相模原市でも 1 万人当りの火災件数が概ね 4～5 件で推移している。

次に、火災における被害程度をみるため、建物火災 1 件当りの焼損面積を比較すると、覚知から消防ポンプ車が現場到着するまでの平均時間は相模原市の方が短い、焼損面積は町田市の方が少ない。（図表 8）

火災状況（図表 8）

（H12～14 年）

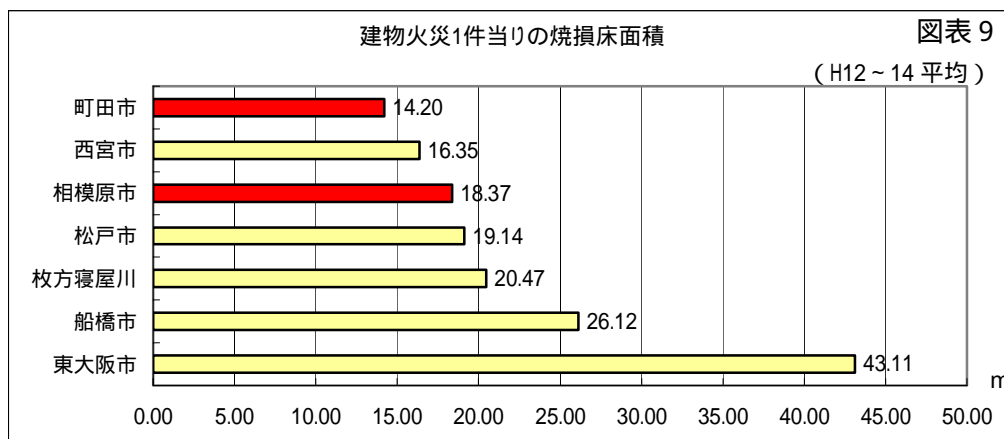
項目	町田市	相模原市
火災件数（H12～14 平均）	156 件	262 件
1 万人当り発生件数	3.92 件/1 万人	4.44 件/1 万人
内建物火災件数	86 件	155 件
（H12～14 平均）	1 件当りの焼損床面積	18.37 m ² /1 件
覚知から消防ポンプ車が現場到着するまでの平均時間（H14 中）	5 分 10 秒	4 分 33 秒

（出典「東京消防庁第 55 回統計書」「年報相模原市の消防平成十五年版」等より作成）

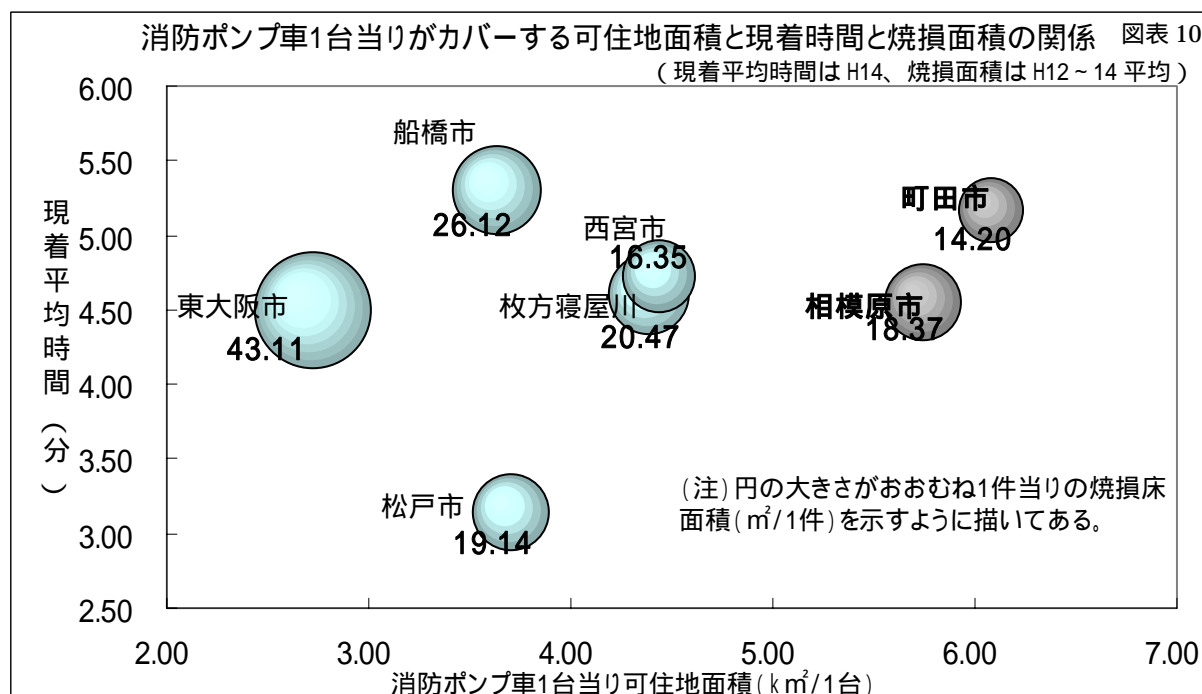
次に建物火災 1 件当りの焼損面積を類似都市間で比較すると、相模原市・町田市とも相対的に焼損面積が少ない。(図表 9)

また、消防車 1 台当りがカバーする面積と到着時間と焼損面積の関係でみると、町田市は、相対的にカバーする面積が広範囲で、到着時間が遅いが、焼損面積は少ない。

相模原市は、相対的にカバーする面積が広範囲であるが、到着時間は平均的で、焼損面積は少ない。(図表 10)



(出典 各市平成 15 年刊行「消防年報」等より作成)



(出典 各市平成 15 年刊行「消防年報」等より作成)

5 消防費比較

消防に係る経費の状況

まず、消防に係る経費の概要を把握するため、下記の内容で分類・集計したものを消防費として比較する。

消防費	常備消防費 + 非常備消防費 + (非常備・水利)施設費 + 防災費	
常備消防費	常備消防にかかるもの(庁舎にかかる施設費も含む)	[詳細内訳は p21 参照]
非常備消防費	消防団運営にかかるもの	[詳細内訳は p51 参照]
(非常備・水利)施設費	消防団の車両・詰所にかかるもの + 水利にかかるもの	[詳細内訳は p52 参照]
防災費	防災にかかるもの	[詳細内訳は p59 参照]

町田市「各年度一般会計歳入歳出決算書」「町田署分収入及び支出明細書」(東京消防庁資料)、相模原市「各年度一般会計歳入歳出決算書」「決算額調書」などをもとに分類・集計した。

市町村は消防事務を処理するための機関として、消防本部、消防署及び消防団のうち全部又は一部を設けなければならない(消防組織法第9条)。町田市・相模原市においては、事務委託又は直営による専任の消防職員体制の常備消防(消防本部、消防署)を有しているほか、ともに市単位で非常備消防(消防団)が組織化されている。

ここでは、常備消防及び非常備消防の活動に係る経費と、風水震災等の災害対策に係る経費の合計額を消防費として比較している。

上記分類の内、非常備消防費 / (非常備・水利)施設費 / 防災費については、両市とも直営による支出である。常備消防費は、相模原市は直営であるが、町田市は東京都へ業務委託しているため、委託料としての支出となる。

町田市の東京都への委託料と、東京消防庁が算出した実際の町田市常備消防運営に係る経費の金額は異なっている(詳細は P24 参照)が、ここでは、消防サービスを提供するためにどの程度の経費がかかっているかを比較したいため、消防事務遂行の実態に応じた、“経費”をデータとして用いている。

両市の過去5年平均(H10~14)の消防費で比較すると、相模原市の方が費用が大きい。(図表 11)しかし、人口差を考慮し、市民1人当りの消防費で比較すると、町田市の方が923円高い。(図表 12)

消防費の内訳でみると、両市とも、専任の消防職員体制(町田市は委託により確保している体制を指す)である常備消防費が消防費の8割超を占めている。

また、両市の消防費内訳を比較すると、常備消防費 / 非常備消防費 / (非常備・水利)施設費について、町田市の方が、市民1人当りの費用が大きい。しかし、防災費については、相模原市の方が市民1人当りの費用が大きい。(図表 12)

過去5年間の消防費の比較(図表 11)

(単位 千円)

	5年間平均	14年度	13年度	12年度	11年度	10年度
町田市(A)	4,953,457	5,217,360	5,116,528	5,094,238	4,734,943	4,604,215
相模原(B)	7,135,999	6,647,454	8,042,731	6,939,350	6,993,908	7,056,555
(A)-(B)	-2,182,542	-1,430,094	-2,926,203	-1,845,112	-2,258,965	-2,452,340

経費分類別消防費の比較(図表 12)

(平成10年～平成14年平均)

		合計	常備消防費	非常備消防費	(非常備・水利) 施設費	防災費
町田市 (A)	5年間平均	4,953,457 千円	4,421,765 千円	144,241 千円	214,880 千円	172,571 千円
	(構成比)	(100%)	(89.3%)	(2.9%)	(4.3%)	(3.5%)
	【市民1人当り】	【12,500 円】	【11,158 円】	【364 円】	【542 円】	【436 円】
相模原市 (B)	5年間平均	7,135,999 千円	6,377,394 千円	127,225 千円	196,791 千円	434,589 千円
	(構成比)	(100%)	(89.4%)	(1.8%)	(2.7%)	(6.1%)
	【市民1人当り】	【11,577 円】	【10,347 円】	【206 円】	【319 円】	【705 円】
(A)-(B)	5年間平均	-2,182,542 千円	-1,955,629 千円	17,016 千円	18,089 千円	-262,018 千円
	【市民1人当り】	【923 円】	【811 円】	【158 円】	【223 円】	【-269 円】

常備消防費⁴

報告書本編では、消防経費の8割超を常備消防費が占めていることから、整理の都合上、常備消防費についてのみを扱い、他の経費内訳比較については資料編で述べている。

常備消防費データについては、平成14年度の事業費により比較を行っている。両市の事業費を比較し相違を把握する上では、年度により事業内容に偏りが生じるため、複数年度のデータを用いて比較することが望ましいが、東京消防庁から協力を受けたデータが平成14年度の事業費内訳のみであったため、単年度の事業費内訳比較しか行えていない。

また、常備消防には、警防活動の他、救急活動や予防活動にかかる経費まで含まれるしており、各活動にかかる経費別で比較することが望ましいが、各活動における経費データを分解整理して把握することが困難であったため、全ての活動を合計した常備消防費を比較している。

平成14年度における市民1人当りの常備消防費合計を比較すると、町田市の方が2,078円高い。(図表 13)

⁴ 常備消防費の内訳算出資料として、両市で項目の表記内容に差があったため、その箇所については、相模原市の項目内容を参考に東京消防庁が金額を再計算した。資料元は、町田市は「町田署分収入及び支出明細書」(東京消防庁)の項目をもとにした東京消防庁積算資料を、相模原市は各年度の決算書を用いている。

常備消防費の内訳でみると、両市とも人件費の割合が高く（町田市 84.3%、相模原市 87.8%）、市民 1 人当りの人件費について、両市で顕著な差がみられた。（図表 13）

なお、東京消防庁ヒアリングによると、町田市の消防職員人件費の算出方法については、東京消防庁本部庁舎勤務職員分は入っていないが、多摩地域である第 9 方面本部勤務職員分は按分で算入している部分がある。つまり、収支を明らかにするという目的で、直接経費として町田消防署にかかった分に、多摩地域である第 9 方面本部等にかかった部分をある一定のルールに基づいて上乗せして人件費を算出しているということであった。

町田市と相模原市の比較で人件費に差が生じた理由は、データを十分揃えられなかったため詳細まで言及できないが、東京消防庁は相模原市消防本部に比べ、特殊勤務手当の種類が多く、1 手当あたりの手当額も高いことが考えられる。

常備消防費の内訳比較（図表 13）

		平成 14 年度(千円)		市民 1 人当り(円)		
		町田市 (構成比)	相模原市(構成比)	町田市(A)	相模原市(B)	(A)-(B)
合計	(主な内訳)	4,673,358(100%)	5,987,999(100%)	11,793	9,715	2,078
人件費 ^{1,2}		3,939,277(84.3%)	5,255,847(87.8%)	9,941	8,527	1,414
旅費		2,817(0.1%)	5,344(0.1%)	7	9	-2
需用費	庁舎維持管理費・被服費・車両維持管理費・常備活動費等	³ 137,184(2.9%)	⁴ 198,440(3.3%)	346	322	24
役務費	通信施設維持管理費(電話料)等	30,160(0.6%)	⁴ 36,238(0.6%)	76	59	17
委託料	庁舎管理費(清掃等)・通信施設費(システム保守)等	111,311(2.4%)	⁴ 155,869(2.6%)	281	253	28
使用料	電子計算機賃貸料等	223,919(4.8%)	⁴ 142,703(2.4%)	565	232	333
工事請負費		⁵ 30,633(0.7%)	⁴ 16,674(0.3%)	77	27	50
原材料費		10,073(0.2%)	-	25	0	25
備品購入費		⁶ 173,535(3.7%)	⁴ 125,644(2.1%)	438	204	234
負担金等	各種負担金等	⁷ 14,410(0.3%)	⁴ 48,567(0.8%)	36	79	-43
公課費		-	2,650(0.0%)	0	4	-4
その他。		39(0.0%)	25(0.0%)	0	0	0

表示単位未満を四捨五入し端数調整していないため、各項目合計と合計欄が一致しない場合がある。

- 1 人件費の内、防災課職員給与分は、防災費で計上。 2 人件費には、退職金含む。
- 3 支出項目の活動費を含む。 4 施設費からの庁舎維持補修・分署建設事業に係る費目額を含む。
- 5 支出項目の庁舎建設費を含む。 6 支出項目の車両整備費を含む。
- 7 支出項目の報償費等とする。
- 8 交際費・平成 10 年度の施設関連の報償費(相模原)については少額(100 万円以下)のため、その他とする。

6 データから見える両市消防体制の整理

警防活動における両市の体制について、比較から整理できる主な内容は以下のとおりである。

<町田市>

- ・ 1 署所当りがカバーする可住地面積・市民数 (10.14 k m²/1 署所、66,046 人/1 署所) は、類似都市間平均 (6.26 k m²/1 署所、46,263 人/1 署所) で比較すると、相対的に広範囲をカバーしている。
- ・ 消防ポンプ車の現着平均時間 (5 分 10 秒) は、類似都市間平均 (4 分 37 秒) で比較すると、若干遅い。
- ・ 人口 1 万人当りでの年間火災件数 (3.9 件 / 1 万人) は、全国平均 (5.0 件 / 1 万人) より少ないが差は小さい。
- ・ 建物火災 1 件当りの被害面積 (14.20 m²/1 件) は、類似都市間平均 (22.5 m²/1 件) で比較すると、相対的に少ない。

これらのことから、類似都市間比較における町田市のポジションは、少ない署所数で広範囲をカバーしており、現着時間が多少遅いが、被害程度は相対的に小さいといえる。

<相模原市>

- ・ 1 署所当りがカバーする可住地面積・市民数 (5.74 k m²/1 署所、41,090 人/1 署所) は、類似都市間平均 (6.26 k m²/1 署所、46,263 人/1 署所) で比較すると、平均的である。
- ・ 消防ポンプ車の現着平均時間 (4 分 33 秒) は、類似都市間平均 (4 分 37 秒) で比較すると、平均的である。
- ・ 人口 1 万人当りでの年間火災件数 (4.4 件 / 1 万人) は、全国平均 (5.0 件 / 1 万人) とほぼ同数である。
- ・ 建物火災 1 件当りの被害面積 (18.37 m²/1 件) は、類似都市間平均 (22.5 m²/1 件) で比較すると、相対的に小さい。

これらのことから、類似都市間比較における相模原市のポジションは、署所がカバーする範囲は平均的で、現着時間も平均的である。被害程度は相対的に小さいといえる。

【考察】

両市の基礎データ比較からいえることは、両市の署所配置基準は異なり、その結果署所数や現着時間は異なるが、消防行政の目的である被害抑制という点では遜色はないと考えられる。

一方、経費の面からは、東京消防庁に消防業務委託を行っている町田市の方が人件費を含めた常備消防費について割高のように感じる。しかし、東京消防庁は消防業務を展開するにあたり世界的にみても高い専門性が確保できていることを考慮すると一概に割高と判断することはできないと考えられる。

第3章 消防事務委託における特徴

町田市が東京消防庁に消防事務を委託した理由は、東京都の消防体制が昭和23年まで警視庁消防部により一括管理されていたため、広域処理を導入する素地があったことや、東京都心の人口過密による弊害を軽減するため進められた多摩地域での住宅開発に伴い、多摩地域の市町村が担うべき種々の行政需要に効率に対応する必要があったことなど、東京都特有の事情によるものであることは、第1章の消防行政の概要でみてきたとおりである。

では、実際に町田市で消防事務を委託することには、どのような効果と課題があるであろうか。第3章では、まず、町田市の東京消防庁への消防事務委託概要を整理した後に、委託における効果と課題を述べる。次に東京消防庁への消防事務委託は、多摩地域の24市3町1村により行われており、結果として広域（都圏域）による消防行政執行体制を確保していることから、消防サービスを広域で提供することの特徴を述べていく。

1節 町田市の東京消防庁への委託について

1 委託の概要

町田市の委託内容の概要は以下の通りである。

(1) 委託の相手先

特別区の消防を管理する東京都

(2) 委託事務の範囲

消防団にかかるもの並びに水利施設の設置、維持及び管理に関するものを除いた消防に関する事務

(3) 委託金額

4,199,477 千円（平成14年度）

（出典「平成14年度町田市一般会計決算書」）

(4) 実際にかかった消防事業費

4,673,358 千円（平成14年度）

（出典「収入及び支出明細書」（平成14年度町田消防署分））

(5) 歳入の扱い

P25 参照

2 事務委託について

東京都への消防事務委託は、地方自治法第252条の14の「事務の委託」による。

この事務委託の制度の意義は、地方公共団体の組織機構を簡素化し、経費節減を図りつつ、合理的な行政を確保することにある。また、人材確保などの面に資するという能力補

完的意義も考えられている。

この「事務の委託」においては、普通地方公共団体は、関係地方自治体の議会の議決を経て協議し、その協議結果に基づき規約を定めて普通地方公共団体の事務の一部を他の地方公共団体に委託することができる。この場合、当該委託された事務の範囲内において、その事務の委託を受けた地方公共団体が自己本来の事務と同様に管理し及び執行することになる。また、委託後はその事務について、法令上の管理執行の責任は委託を受けた地方公共団体に帰属する。

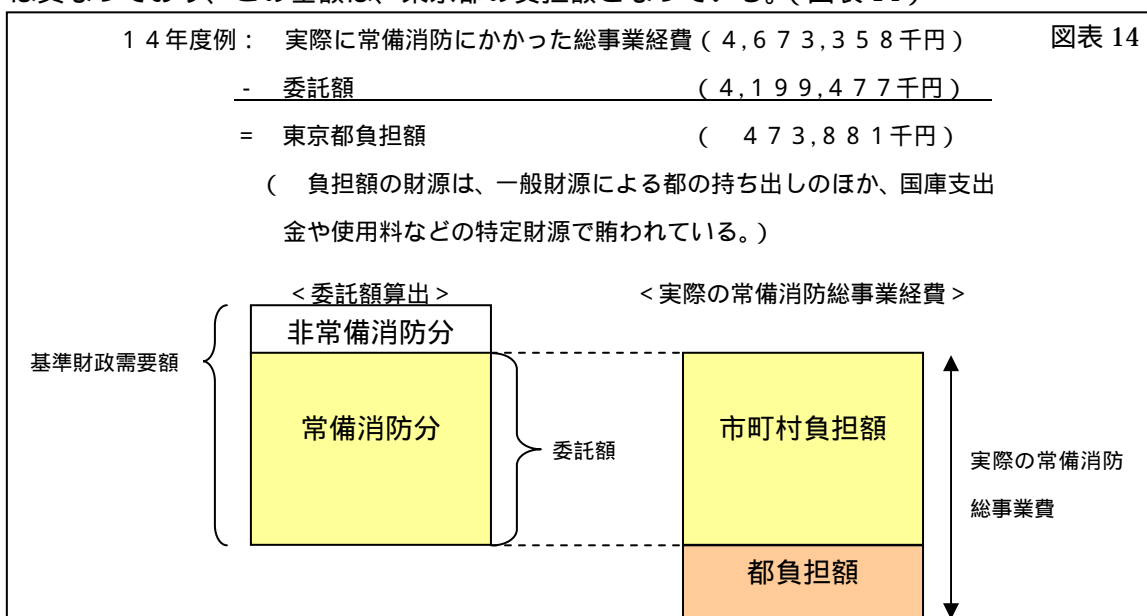
つまり、東京都への消防事務の委託は、その委託範囲である、消防団、水利以外の全ての消防事務について、東京都の事務として管理執行され、東京都の条例等を適用するため、実質的に事務権限の配分が変更され、町田市は委託の範囲内において消防事務に関する権限を失うものである。

参考までに、行政運営において費用対効果・効率性を図るための方法の1つとして、外部委託がある。こちらは民法上の請負契約（民法第632条）/準委任契約（民法第656条）であり、委託を行う地方自治体の責務として、適切なサービスが提供されているか、行政の管理・監督責任、サービス水準の維持、監視が必要とされる。一方、地方自治法第252条の14の「事務の委託」において、法令上の管理執行の責任は、委託を受けた地方公共団体に帰属することから、責任の所在が異なる。

3 委託額の算出方法

東京都への委託額は、地方交付税法第11条の規定により算出する当該委託市町村の基準財政需要額の消防費のうち、常備消防費（水利費を除く）の100%に相当する額として算出されている。つまり、町田市は、各地方公共団体が合理的で妥当な水準の消防行政サービスを実施した場合に必要な相当額を委託事業費として負担していることになる。

しかし、実際にかかった常備消防の総事業経費と基準財政需要額により算出された委託額は異なっており、この差額は、東京都の負担額となっている。（図表14）



4 消防に係る歳入について

1) 歳入の扱いについて

委託費の額などについては、委託団体と受託団体の長が協議して定めることになるが、委託事務の管理執行に伴い生ずる手数料などの収入をどうするかについても、委託費の額と関連して団体間協議において明確にしておく必要がある。

東京都と町田市における収入に関する規約は、以下のとおり（収入に係る部分のみ抜粋）で、委託事務の管理に伴う使用料、手数料その他の収入は、東京都の収入となる。（第3条）なお、常備消防に係る国庫補助金については、国から東京都が一括で交付を受けており、委託先の各市町村に割振ることはしていない。

「消防事務の委託に関する規約（昭和35年4月19日）」より抜粋

(委託事務の範囲)

第1条 町田市(以下「甲」という。)は、消防に関する事務(法令により消防本部及び消防署を置く市町村の長その他の職員の権限に属するものを含み、消防団にかかるもの並びに水利施設の設置、維持及び管理に関するものを除く。以下「委託事務」という。)を特別区の消防を管理する都知事をして管理されるため東京都(以下「乙」という。)に委託するものとする。

(経費の負担の方法)

第2条 委託事務の管理に要する経費は、甲の負担とする。ただし、乙は、特に必要と認めた場合は、その一部を負担することがある。

2 前項の規定により、甲の負担すべき経費については、甲は、毎年度甲及び乙の長が協議して定めた額を乙に納付するものとする。

(収入の帰属)

第3条 委託事務の管理に伴う使用料、手数料その他の収入は、乙の収入とする。

(経費)

第4条 乙の長は、委託事務の管理にかかる収入及び支出について、その経理を明確にしておくものとする。

第5条 乙の長は、各年度終了後すみやかに委託事務の管理にかかる収入及び支出の明細を甲の長に通知するものとする。

2 各年度において委託事務の管理に要した経費のうち、甲の負担すべきものに対し、甲が乙に納付した額に過不足があるときは、翌年度甲の負担すべき額において調整するものとする。

2) 財源構成

消防における歳入は、一般財源等（地方税、地方交付税、地方譲与税等使途が特定されていない財源）と特定財源（国庫支出金・地方債・使用料・手数料・その他）に分かれる。

消防白書より、平成14年度の全国市町村の消防費決算額の財源内訳をみると、一般財源等が1兆6,911億円（全体の91.0%、前年度91.3%）、次いで地方債1,034億円（同5.6%、同5.3%）、国庫支出金229億円（同1.2%、同1.2%）となっている。（図表15）

市町村消防費決算額の財源内訳（図表15）

（単位：億円、%）

区 分	平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		対前年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	増減額	増減率
決算額	19,012	100.0	18,736	100.0	18,758	100.0	18,625	100.0	18,593	100.0	△32	△0.2
一般財源等	16,770	88.2	16,780	89.6	16,892	90.1	17,001	91.3	16,911	91.0	△90	△0.5
特定財源												
国庫支出金	222	1.2	220	1.2	228	1.2	224	1.2	229	1.2	5	2.2
地方債	1,561	8.2	1,294	6.9	1,220	6.5	989	5.3	1,034	5.6	45	4.6
使用料、手数料	30	0.2	28	0.1	28	0.1	29	0.2	28	0.2	△1	△3.4
その他	428	2.3	414	2.2	389	2.1	382	2.1	391	2.1	9	2.4
計	2,241	11.8	1,956	10.4	1,866	9.9	1,624	8.7	1,682	9.0	58	3.6

（注）単位未満四捨五入のため、合計、増減率等が一致しない場合がある。

（出典：『平成16年版消防白書』より）

東京消防庁は、各委託市町村からの受託費を得ているものの、都全域を1つの連続した市街地とみなし、市境に関わりなく消防力を配置しているため、町田市域に限定した消防署所に関わる経費と財源を数値として表すことができない。参考までに相模原市の財源内訳を構成比でみると、全国市町村と同様の傾向がみられる。（図表16）

相模原市消防本部の歳入の内訳（図表16）

（平成10年～平成14年平均）

（千円）	合計	一般財源等	消防使用料	消防手数料	国庫補助金	都県支出金	雑入	消防債
相模原	7,136,000	6,576,150	156	6,974	104,771	95,443	25,527	326,979
構成比	-	92.15%	0.00%	0.10%	1.47%	1.34%	0.36%	4.58%

（各年の決算資料（相模原市消防本部消防総務課）より作成）

5 委託の効果

一般的に委託の効果の1つとして、経費負担の視点から見たコストの削減がいわれる。

しかし、都に支払っている委託金額については、基準財政需要額により算出されており、実際の事業内容に対して積算された額ではないため、コスト削減効果の有無は測りにくい。

また、現在の消防事務の委託内容は、部分業務の委託ではなく全消防業務の委託である、近隣市町を含めた委託であり、結果として消防事務を広域で展開している、自治法に基づく事務委託で、責任と権限が委託先にあるなどが理由で、消防事業内容について各委託市町村が最適な規模・水準の消防事業であるかないかを判断、選択することはできず、コスト削減に関して追究することが困難であると考えられる。

ただし、コスト削減の追究という視点を考慮せず、委託の効果を専門性の確保という視点のみで見れば、現に東京消防庁は消防ヘリコプターや消防研究所、装備工場の専門的装備を確保していることから、委託することで、単独直営で消防事務を展開する場合と比べてより多くの恩恵を受けていると考えられる。

6 委託の課題

現行法において、地方公共団体へ事務委託をするということは、その業務範囲について、委託先の業務になり、業務における決定事項も委託先の地方公共団体が行うことから、委託側の市町村は業務内容への関与がしにくくなる傾向があると考えられる。

特に消防事務に関する委託は、先にも述べた 消防団と水利施設に関する事務以外の全ての業務について委託を行っている、委託金額は実際にかかる経費からの算出ではなく、消防にかかる基準財政需要額により算出されていることから、消防事務の全体的経費構造が捉えにくくなり、委託金額の妥当性や市としての消防サービスの効果が確認しにくいと考えられる。

また、消防事務を委託することで、消防行政に関するノウハウが市長部局に蓄積されず、単独直営で消防事務を展開する市町村に比べ、市として消防行政への関与が薄くなると考えられる。

2 節 広域で消防サービスを提供することの特徴

総務省消防庁によると、人口 10 万人以下の小規模消防本部では、財政基盤や人員体制、施設、装備の面で十分でなく、地域住民に対する適切な消防サービスの提供という点で課題を有しているということである。

その意味では、相模原市は 62 万人の市民がおり、また面積も 90.41 km²ある大都市であることから上記のような小規模市町村と比較すると、既にスケールメリットは十分に発揮していると考えられる。

一方、町田市が消防事務を委託している東京消防庁は、特別区も含め都内全域で消防サービスを提供しており、相模原市と比べて広域で消防サービスを提供している。また、通常の一部事務組合・広域連合・事務委託など複数市町村による消防事務執行体制の形態と比べても、都全域という“超”広域範囲で消防行政を展開している特殊なケースであるといえる。(以下、この範囲を「超広域」という。)

そこで、超広域での消防行政サービス提供体制の特徴を、単独市町村での提供体制と比較しながら整理する。

1 超広域消防の特徴

超広域消防による特徴として、1) 財政面での「効率的な行政運営への対応」、2) 大規

模災害時の市町村の枠を超えた活動としての「広域化する行政課題への対応」、3) 政策施策決定における「柔軟な対応」の視点から述べる。

1) 「効率的な行政運営への対応」として

管理部門職員数

常備消防費の8割超が人件費であり、その人件費は、おおまかに分けると警防活動等を行う活動部隊とその活動部隊を管理する部門に分けられる。

この内、活動部隊については、警防活動は初期消火が大切なことから、一定の時間内に火災現場に到着する必要があるため、管轄エリア内において均等に署所を配置しようとする、拠点として必要な署所数、及びそこに配置される活動部隊数は、管轄面積に応じて一定数必要となる。そのため、活動部隊に係る隊員数には、スケールメリットが生じにくいと考える。

総務、企画等の管理部門は、超広域で配置した方が効率化が図られる。その結果、相対的にサービス提供や事業実施を直接担当する部門等を手厚くできるとともに、職員数を全体的に削減できると考えられる。

署所配置数

東京消防庁ヒアリング調査によると、東京消防庁では、署所の配置基準について、東京消防庁管区域内全体を1つの連続した市街地とみなし、市域に捉われず、最も効率的と判断する位置に署所を配置している。超広域で署所の配置を行うことで、市域境の地域での署所の重複がなくなり、署所を効率的に配置することができる。

特殊(専門)分野への対応

東京消防庁と相模原市消防本部の事務内容を事務分掌規則により比較すると、相模原市消防本部に無い事務内容としては、消防ヘリコプター¹・研究所・装備工場・消防学校が挙げられる。(これらの内、消防学校については神奈川県が所管している。)

また、東京消防庁では、“ハイパーレスキュー隊”²や“特別消火中隊”³など他市町村や他の広域消防ではみられない独自の専門部隊や、特殊性能をもつ車両等が配置されている。

¹ 消防ヘリコプターについては、平成15年の消防法の改正で都道府県で所有できるようになった。

² 東京消防庁消防救助機動部隊(通称「ハイパーレスキュー隊」)は、阪神淡路大震災を教訓に震災時や大規模な災害に対処できるよう配置された。高度な救助・救急技術と重機の運転資格等を有する隊員及び震災対策用救助車・特殊救急車・大型重機等の車両で構成され、赤外線スコープや電磁波探査装置等の人命探索機材を備えており、東京消防庁管内2箇所に配置されている。

³ 特別消火中隊は、地下鉄火災や工場火災等近年の複雑多様化する消防活動の困難性、危険性の増大に対し、消火・火災救助活動体制を強化するために発足させた。庁内専門技術の認定者や公的な資格保持者など専門的知識や技能を有する隊員と、先進的な資機材を集積的に配備した20中隊を平成16年度より運用開始した。

このように超広域で消防経費を負担することで、単独市町村では財政的に設置困難な専任組織・職員・装備を配置することができ、専門的かつ高度なサービスの提供ができると考えられる。

通信施設

東京消防庁では、災害通報や災害情報等の情報を扱い、指令管制業務を行う通信施設が2施設（総合指令室・多摩指令室）配置され、相模原市は1施設配置されている。東京消防庁は、特別区23区と消防事務を受託している24市3町1村で消防サービスを提供していることを考慮すると、通信システム費については、単独市町村の通信施設より専門的で高度な情報システムを有しているため割高になると考えられるが、通信施設の維持管理費については、単独市町村で1つずつ配置するより、複数市町村で1つ配置した方が経費を抑制できると考えられる。

また、超広域で統一した情報システムを有すれば、広い管轄内でどこでもその情報システムを使用できるという点でメリットがあると考えられる。

被服や車両等の一括購入

一般に言われるスケールメリットとして、資機材の大量発注による1件あたりの購入コスト削減が挙げられる。消防行政においても、消防被服や消防ポンプ車等は大量発注することで購入コストを抑制できると考えられる。

2) 「広域化する行政課題への対応」として

大規模災害時の対応

大規模災害にあたっては、単独の市町村ごとの対応にとどまらず、広域的な対応が必要になる。その際、超広域的な観点から各地域の被災情報を一括して情報収集し、一元的に指揮命令を行うことで、単独市町村で対応するより、各地域の被災状況に応じた迅速・円滑な対応（広域的に情報を把握し、効果的な部隊配置をする）を図ることができると考えられる。

超広域で1つの通信施設を有した場合、大規模災害により通信機能が遮断されると、パニックになることも考えられるが、東京消防庁のヒアリング調査によると、そのような状況に陥りそうな場合、119番の受付を各署所で受信できるような体制にしているため問題はないということである。

3) 「柔軟な対応」として

柔軟な対応のとりこくさ

東京消防庁の管轄は東京都全域に渡る超広域なものである。署所の配置等業務上の決定

事項は東京消防庁で行われており、委託市町村は要望がある際は東京消防庁に提出する。それ故、単独市町村による施策展開に比べ、決定までに時間がかかると考えられる。

また、東京消防庁では基本的に管轄区域全域のバランスを考慮して施策展開を図るため、きめ細かさの点からいえば、単独市町村の方が独自の施策として対処できる事柄が多いと考えられる。

例えば、各委託市町のまちづくりにおいて、安全安心な市街地にするために、消防行政の視点から危険物の管理面で独自性を打ち出そうとしても、簡単に実現することは難しいと考えられる。また、同様に建築行政と消防行政の連携で、住宅や大規模建物の安全性を高めようとしても、単独市町村で行う時と比べ、調整には時間を要することが想定される。

【考察】

ここで挙げた都圏域レベルでの超広域消防事務執行体制の特徴は、消防行政の目的を効率的、効果的に果たすために一方を行うと別の面で不足を生じるという相対する視点も含まれ、簡単に優劣を判断できるものではない。また、消防責任は市町村にあるという消防組織法の枠組みの中でこれまで各市町村で消防行政を展開してきた経緯があることから、容易に体制を変更できないということもある。

しかし、委託や広域、更には超広域でのサービス提供方法などの視点をもって現状分析をより深め、超広域で対応した方が有用な事項と、単独で対処することが総合的にみて有用な事項などを整理し、単独直営で行う部門と超広域で行うことが適当な部門を区分し、それぞれに最も適した事務執行体制のあり方を検討することも必要ではないだろうか。

第4章 両市における今後の検討事項に関する考察

第2章では、データから抽出できた両市の消防行政の特徴を、第3章では消防サービスにおける事務委託や広域的消防業務執行体制から考えられる特徴を整理した。この章では第2・3章の結果を踏まえ、両市の消防行政における考察を述べる。

<町田市>

【消防行政へのより深い関わりの必要性・消防実働部門との連携強化】

消防行政へのより深い関わりの必要性

今回の研究過程で判明したことであるが、市として消防に関する情報が得にくく、町田市として蓄積されていない所感がある。特に、消防事業費やその事業内容等の情報が少なく、委託金額と業務の関係性が不明瞭であった。

昭和35年に事務委託を開始して以来45年余りが経過している。委託開始当時とは社会情勢も変化し、それに伴い行政運営も変革の時期を迎えている。

今後は、委託効果の検証、委託者・受託者相互の役割の再確認のほか、防災に強いまちづくりを行うに当たっての消防情報収集等、消防行政への積極的な関与が必要であろう。

消防実働部門との連携強化

社会環境が複雑化する昨今では、様々な行政分野において連携を図りながら行政課題に対応する必要がある。特に、最近多発している風水害や地震による被害を抑制し安全なまちづくりを進めるためには、消防行政のノウハウをまちづくりに活かしていくことが必要である。

相模原市でいえば、市政策の意思決定会議に消防本部の調整参事が構成員として加わっており、直接消防行政とは関係のない様々な施策についても、具体の消防業務に関する視点を組み込むことが可能である。

また、消防本部と市長部局で人事交流を行うことについても同様の効果があると考えられる。実際に人事交流を行っている相模原市では、高齢者の救急介護システムを構築する際、消防職員の知識が活用された実例もある。また、逆に市長部局のまちづくりのノウハウを消防本部にもちかえり、消防行政に活かせるというメリットも考えられる。

このような形で、今後の市街地整備において、道幅や建築物、建物階数、避難路、避難場所、災害時情報収集方法等について、実働している消防職員の専門的な知識を活かし、消防活動に関する配慮を様々な施策の設計段階から取り入れるよう連携協力を行っていくことが重要である。

<相模原市>

【署所配置基準の考え方の検討】

署所配置はきめ細かく、他市町村と比較しても劣らない消防サービスを提供していることが判明した。相模原市では、よりきめ細かい消防サービスを行うため、消防力整備計画に基づき、現在の15署所数から17署所数の配置を計画している。

一方、社会環境をみれば、火災の発生件数は全国的にみても、昭和49年以来の市統計の件数でも、概ね人口1万人につき年間5件前後と変化していない、今後少子化による人口減少時代を迎えることで、火災の発生件数は減少していくと予想される、今後の税収減の見通しがある、高齢時代を迎え、今後救急需要がますます増加することが予想されており、その対応が急務であるという現実がある。

このような状況を踏まえると、現在のきめ細かい消防力整備基準から、下記に示す東京消防庁の整備基準の視点を検討することも必要ではないだろうか。

署所・消防ポンプ車配置基準の相違

消防行政の特徴として、第1章でも触れた通り、火災の不確実性から、署所と消防ポンプ車、消防職員を1セットにした装置が配置されるとその経費が硬直化し、柔軟な対応が図りにくい行政分野であるという面がある。従って、税収減傾向にある今日の行財政運営においては、各市で決定する署所やポンプ車の配置は、慎重かつ適正に検討されなければならない。

この視点で両市の配置体制を比較する（次項図参照）と、東京消防庁は、覚知から5分以内で、火災発生現場に消防ポンプ車2台が到着できるような配置基準であり、町田市内の署所は6署所中4署所で、1署所に対し消防ポンプ車2台を常置待機させている。平均現着時間は、5分10秒である。

相模原市は覚知から5分以内で消防ポンプ車1台が放水活動を開始できるような配置基準であり、全15署所で、1署所に対し消防ポンプ車1台を常置待機させている。平均現着時間は4分33秒である。

消防行政の目的である被害抑制のデータを建物火災1件当りの被害面積で比較すると、両市の過去3年の被害程度はさほど変わらない。

また、この体制の相違を効率性からみると、1署所消防ポンプ車2台配置で活動の幅を広げ、柔軟に対応できる体制を整備することは、1署所消防ポンプ車1台配置体制と比べ、1署所分の建設費や維持管理費を抑制することができると考えられる。また、職員の配置においても、1署所消防ポンプ車1台配置の場合は、通常運用を行うための人員5名を確保しなければならず、2台に要する人員は計10名となるが、1署所消防ポンプ車2台配置の場合は、連携活動を行えるため、人員を5名-3名や4名-4名の組み合わせで計8名の人員による運営も可能であり、人件費の抑制効果も考えられる。

このことから、1つの署所でより広範囲をカバーしている東京消防庁方式の方が、配置面

で効率的であり、本市における現行の配置基準を多少緩和しても実際面での影響は少ないことも考えられる。

署所・消防ポンプ車配置基準（再掲）

	町田市(東京消防庁)	相模原市
署所・消防ポンプ車配置基準	覚知から5分以内で2台が現場に到着できるように配置。	覚知から5分以内で放水が開始できるように配置。
消防ポンプ車想定走行速度	四百数十 m/分	五百 m/分
消防ポンプ車配置人員	原則5人。2台配置署所については、2台で8人も可能。	原則5人。
署所と消防ポンプ車の配置イメージ図 		
消防ポンプ車の覚知から到着の平均時間(H14中)	5分10秒	4分33秒

いずれにしても、署所・ポンプ車の適正な配置を検討するにあたっては、道路状況や建築物種類状況、人口密度等の地域特性を考慮すること、また、建設費以外の人件費や維持管理補修費等の経常経費まで算出し、その署所・ポンプ車を配置することでどの程度の効果があるかを正しく把握しておくことが重要であろう。

また、加えていえば、相模原市は平成18年以降津久井地域との合併を控え、市街地と山間部地域を内包することになる。東京消防庁も特別区のような市街地と奥多摩のような市街地以外の地域に対して、広域的に消防行政サービスを提供していることから、その配置体制やサービス提供方法を参考に、適正な消防業務執行体制の構築検討を進めていくことが必要である。

【部分業務における広域消防体制の検討】

第2章で示したとおり、超広域執行体制（東京消防庁）と単独市執行体制（相模原市）でのサービス提供体制において、警防サービスの評価基準として考えられる焼損被害程度で比較すると、著しい差はみられなかった。

また、第3章で示したとおり、

- ・ 管理部門の職員数の減が考えられる。
- ・ 市境地域の消防署所・各種車両の配置に無駄がなくなる。
- ・ スケールメリットにより、高度専門的な分野まで対応することができる。
- ・ 指令を行う通信施設が統合できる。

- ・被服や車両などの一括購入でコストを押さえることができる。
- ・広域災害が起きたときに、情報が一元的に扱える。

等は、都県域レベルの超広域で消防業務を執行することの特徴であることも述べた。

また、現段階でも消防学校や消防ヘリコプターなどは既に超広域で有している（もしくは有することが可能である）し、大規模災害時は市域を超えた超広域対応も求められているところである。このように超広域で対応した方が有用な事項はある。

一方で、通常の警防活動や予防活動などについては、単独直営体制の方が柔軟な対応やきめ細かいサービスが可能となる一面もある。

これまで市町村で消防責任を果たしてきたという枠組みがあるため、署所の再編など容易に体制を変更することが困難な状況であるが、超広域体制と単独直営を二律背反とせず、単独直営で行う部門と超広域で行うことが適当な部門を整理・区分し、それぞれに最も適した事務執行体制のあり方を県 - 市、県 - 複数市町で構成される広域連合等、場合によっては都県間で協議し、検討していくことも必要ではないだろうか。また、このような複数自治体による取組が柔軟かつ効果的に行えるような法改正や支援などの環境整備を国が検討していくことも必要であろう。

補論【大規模災害時の対応のあり方について～国の動向から～】

本研究会では、東京都への委託による町田市の消防業務執行体制と相模原市の独自消防執行体制の違いから、効率的効果的消防体制のあり方を抽出することを目的に研究を行ってきた。

研究では、通常の火災消火におけるサービス（被害抑止の程度）には顕著な差がないことが明らかになったが、今後の課題の一つとして、大規模災害時の国・都県・市町村の役割について考える必要があるとの見解も示された。そこで、国における最近の動きについて述べる。

1 消防組織法改正（平成15年6月18日公布）

平成15年6月に可決・成立した改正消防組織法には、大規模災害の対応について全国的視点に立った改正があった。

（1）緊急消防援助隊の法制化

緊急消防援助隊は、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、全国の消防本部の協力を得て、平成7年6月に創設された。

この緊急消防援助隊は、平常時においては、それぞれの地域における消防の責任の遂行に全力をあげる一方、一旦、我が国のどこかにおいて大規模災害が発生した場合には、全国から当該災害に対応できるだけの消防部隊が被災地に集中的に出動するというシステムである。

創設当初は要綱設置という形でスタートした緊急消防援助隊であるが、その部隊は、全国の消防本部から登録された指揮支援部隊、都道府県指揮隊、消火部隊、救助部隊、救急部隊、後方支援部隊、航空部隊、水上部隊、特殊災害部隊及び特殊装備部隊から構成され、大規模災害発生に際し、消防組織法第24条の3に規定する総務省消防庁（以下「消防庁」という）長官の要請（同法改正後は指示も含む）により、被災地に出動し、被災市町村長の指揮の下、活動することを任務としている。

今回の法改正では、緊急消防援助隊の法律上への明確な位置付けと消防庁長官の出動の指示権創設、緊急消防援助隊に係る基本計画の策定及び国の財政措置が主な内容として盛り込まれている。（次項図参照）

消防組織法改正による緊急消防援助隊の法制化概要

		改正前	改正後
緊急消防援助隊の位置付け		要綱	消防組織法
編成、装備の基準、基本的な出動計画		要綱	総務大臣の策定する計画
消防庁長官の関与		措置の求め	①措置の求め ②指示 (東海地震等大規模災害、特殊な災害)
財政措置等	活動経費	特別交付税等	国庫負担金 (活動による増加経費・新規の経費については、国が負担)
	施設及び設備	奨励的補助金(補助率原則1/3)	義務的補助金 (補助率は政令で定める)
	国有財産、物品の貸付	有償貸付等	無償貸付ができる

出典：『平成16年版消防白書』より

消防庁長官による出動の「指示権」であるが、従来は、被災地の自治体からの応援要請に基づき、国が当該災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、出動を求めるという運用になっていた。当時は、あくまでも「自治体消防」という枠組みの中で、広域の大規模災害への対応の運用上、国が調整役として支援するという意味合いのものであった。

ここで創設された「指示権」は、緊急性の要件を満たした場合という条件付ではあるが、国からの命令系統を位置づけるものであり、その意味では、「自治体消防からの転換」が部分的に図られたといえる。逆に言えば、今回の法改正により、国は、自治体消防とその相互応援協定の限界を認め、全国的な対応力の強化には、より国の関与が必要であるとの認識を示したものと言える。

実際の活動を行う準備として訓練も重要な活動であり、全国合同訓練と5ブロックに分けて行う地域ブロック合同訓練が定期的に行われている。全国合同訓練について、次回は17年度の予定で、地域ブロック合同訓練については16年度に行った。

緊急消防援助隊の人員・施設の登録は、都道府県知事・市町村長の申請に基づき、消防庁長官が行うこととされ、登録について、地方公共団体に協力を求める手続も設けられている。(消防組織法第24条の3)登録状況は、2,821隊(平成16年4月現在)で、最近1年で28%の増加となっている。国による平成20年の目標は概ね3,000隊規模であるので、達成間近の状態にあると言える。

このように緊急消防援助隊は、各自治体の消防職員から構成されているため、訓練も含め、その活動にかかる経費を負担する主体が問題となるが、国では、国の「指示」による活動の経費については、原則として国が全額負担とし、資機材の維持・修繕等については1/2負担とするなどの財政措置を講じることとしている。しかし、阪神・淡路大震災以来の大規模震災であった平成16年10月の新潟中越地震でも、消防庁災害対策本部作成の経過資料によると、新潟県からの応援依頼がある以前に消防庁から自治体に出動要請があるほど緊急を要していたにもかかわらず、「指示」ではなく、従来型の「要請(求め)」

であった。すなわち、国の指示でないことから国庫負担がないということになる。

事実上、緊急消防援助隊は「大規模災害に向けた体制を全国規模で設けた」ものであるし、自然災害のみならず、今後の化学テロ等の特殊災害の危険性を考えれば、その重要性は今後一層高まることは明らかである。近隣との相互応援協定から発生する援助活動であれば自治体負担で問題はない。しかし、緊急消防援助隊は、市町村消防の原則を補完するものとはいえ訓練も含め全国どこへでも救助に行く体制にある組織である。その意味で、緊急消防援助隊が行う実活動の経費は、指示・要請を問わず全て国が負担するという姿が最も望ましいのではないか。

(2) 都道府県によるヘリコプターを使用した市町村支援のための消火・救急・救助業務の導入

- ・市町村からの要請に基づき、都道府県が航空機を用いた支援を実施できる。
- ・上記支援に関して、都道府県と市町村の間で協定を締結できる。

これまでは、都道府県がヘリコプターを用いて消防活動を実施するにつき、複数の市町村職員が都道府県有ヘリコプターを使用して、消防業務を行うとの法的構成がとられてきた。今回、責任の所在の明確化などを図る観点から、都道府県が、市町村長の要請に応じ、航空機を用いて市町村の消防を支援できる明確な根拠を設けることとした。

消防の支援に関しては、都道府県知事・市町村長間で事前に協定を締結し、都道府県の航空消防隊が出動した場合、受援市町村の消防機関と密接な連携の下に行動することにより、支援効果を発揮することとしている。

今回の改正を踏まえ、消防活動のなかでヘリコプターを積極的に活用する姿勢が求められ、高速道路上での事故に対する救急、ドクターヘリの運用などの新たな展開が期待される。ヘリ救急の一層の拡大を図るため、積極的な出動を促進するとともに救急救命士等の同乗による処置内容の高度化などを講じ、救命率の向上を図る必要がある。

(3) 自主防災組織への教育訓練機会の提供

- ・国の事務として「自主防災組織に関すること」を追加した。
- ・自主防災組織に関して、国は消防に関する教育訓練を受ける機会を与えるために必要な措置を講ずるよう努めることとした。
- ・誰でも無料で学習できる「防災・危機管理 e - カレッジ」の運用を開始し、人材の育成に努めている。(平成15年から)

2 総務省消防庁の施策

平成14年度に取り組みられた平成18年度を目標年度とする消防庁における施策として、「消防の対応力（防災力）の強化」、「火災予防対策の推進」、「災害に強いまちづくりの推進」、「救急業務の充実・高度化」が挙げられている。ここでは、「**消防の対応力（防災力）の強化**」についての現状と動向を見ることにする。

当該施策は、その達成目標として「火災による被害の軽減及び大規模災害等による被害の軽減」を掲げている。この中で消防庁は、この目標を達成するにあたっては、地域の消防防災力の充実・強化として市町村の常備消防力・消防団の強化・充実に図るとともに、全国的な対応力の充実・強化として、緊急消防援助隊の整備、国（消防庁）の対応力の強化、消防防災に係る科学技術・ITの新興を図る必要があるとしている。

この内、全国的な対応力の充実・強化を図るための具体的な施策取組みとしては、

緊急消防援助隊の法制化及び消防庁長官の指示権の創設

「消防防災・危機管理センター」の整備（平成15年8月）

ITを活用した国・自治体間の防災情報の共有化等

などがあった。

については、「1消防組織法改正」（P35）で述べたとおりである。

は、災害発生時の自治体との連絡体制を強化するとともに、国として災害対応を総合的に推進するため、総務省内に設置されたものである。平時から気象庁・内閣府・都道府県・市町村消防本部などとの情報ネットワークが整備され、大規模災害発生時には速やかに、消防庁長官を本部長とする災害対策本部がここに設置される。

について、消防庁の防災情報システムと自治体の防災情報システムの相互接続が課題となっているが、その整備率は、平成16年5月現在、都道府県庁で91%、消防本部で74%、消防防災航空隊で37%となっている。また、緊急支援に関連して、被災情報、被災地域の水利等の情報を提供する広域支援システム、派遣車両の位置をGPSにより特定する緊急消防援助隊動態情報システム、ヘリ等で撮影した被災地映像を解析し被災範囲を把握できるヘリ映像等による被災状況把握システム、上記3つのシステムをバックアップして、電子地図等の大容量データを通信衛星回線により送る衛星データ通信・データ放送の4つのサブシステムにより構成される緊急支援情報システムの構築を行っている。

～ 本編参考文献～

町田消防署 『50年のあゆみ』,1998年

地方自治研究会 『日本の消防 大災害と消防活動100年』,1995年

消防力の基準研究会編 『第3次改訂版 逐条問答 消防力の基準・消防水利の基準』ぎょうせい,2000年

東京都財務局 『機能するバランスシート-救急事業とバランスシートの役割-』,2004年

松本英昭 『要説 地方自治法 第三次改定版』ぎょうせい,2004年

財団法人東京市町村自治調査会 『新たな市町村連携の可能性～広域行政研究会調査報告書～』,2000年

総務省消防庁 『平成16年版 消防白書』

総務省消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/>)

東京消防庁ホームページ (<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/>)

資料編

資料編

本報告では、常備消防の内、収集したデータで比較検証が可能だった警防活動を中心に調査・考察を述べた。この資料編では、警防活動以外で収集できたデータを扱い、そこからみえる両市の消防体制の特徴を述べていく。

具体的には、1 その他の常備消防に関するデータとして、救急活動・予防活動・消防水利を、2 非常備消防（消防団）に関するデータ、3 防災活動に関するデータについて扱う。なお、表面的な把握に留まっているため、実相を明らかにするまでには至っていない。

1 その他の常備消防に関するデータ比較

1) 救急活動

救急業務は元来明確な消防の任務と位置付けられておらず、大都市で任意に消防機関による救急業務が行われてきたが、昭和38年に消防の任務として法制化された。以後、救急出動件数は増加の一途をたどっており、今後高齢者が増加することを鑑みると、救急需要増加への対応が課題となっている。

救急体制及び配置基準（図表1）

- ・救急車の配置基準と配置人員は両市で差がない。（国の示す救急車の配置基準は、人口15万人を超える市町村にあっては基礎台数5台に、人口15万人を超える人口について概ね人口6万人ごとに1台を加算した台数としている。）
- ・署所数に対する救急車の配置状況は、町田市が（6署所中）6台、相模原市は（15署所中）11台である。（相模原市の現在の計画では、13台まで増やす予定）
- ・救急車1台当りの可住地面積及び市民数とも相模原市の方がきめ細かい配置である。
- ・現着時間も、相模原市の方が早い。

救急体制及び配置基準（図表1）

H15.4.1現在

項目	町田市	相模原市
救急車配置基準	覚知から5分以内で現着できるように配置。	覚知から5分以内で処置開始できるよう配置。
救急車配置人員	3人	3人
救急自動車数	6台	11台
1台当りの可住地面積	10.14km ² /1台	7.83km ² /1台
1台当りの市民数	66,046人/1台	56,032人/1台
救急自動車の覚知から現着の平均時間(H14中)	6分17秒	5分6秒
救急救命士数	31人	63人
救命士1人当りの市民数	12,783人/1救命士	9,783人/1救命士

（ヒアリング調査等をもとに作成）

救急件数及び救急対応内容（図表2・3）

- ・救急出場について、10万人当りの救急出場件数で比較すると、相模原市 3671 件に比べ、町田市の方が 4034 件と出場件数が多い。
- ・救急活動件数における 10万人当りの転院搬送件数を比較すると、町田市 155 件に比べ、相模原市は 337 件と 2 倍程度、転院搬送活動を多く行っている。

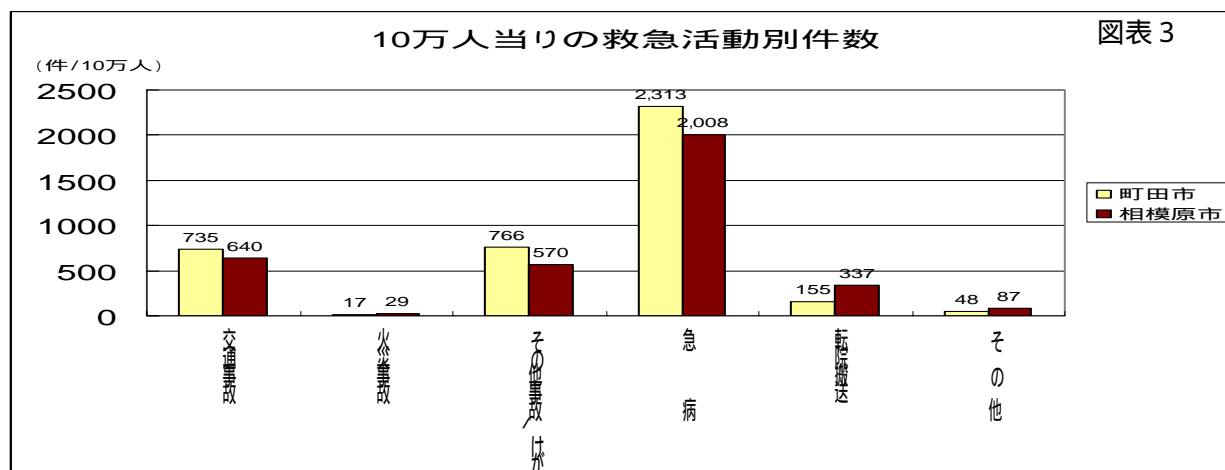
救急状況（図表2）

(H14年)

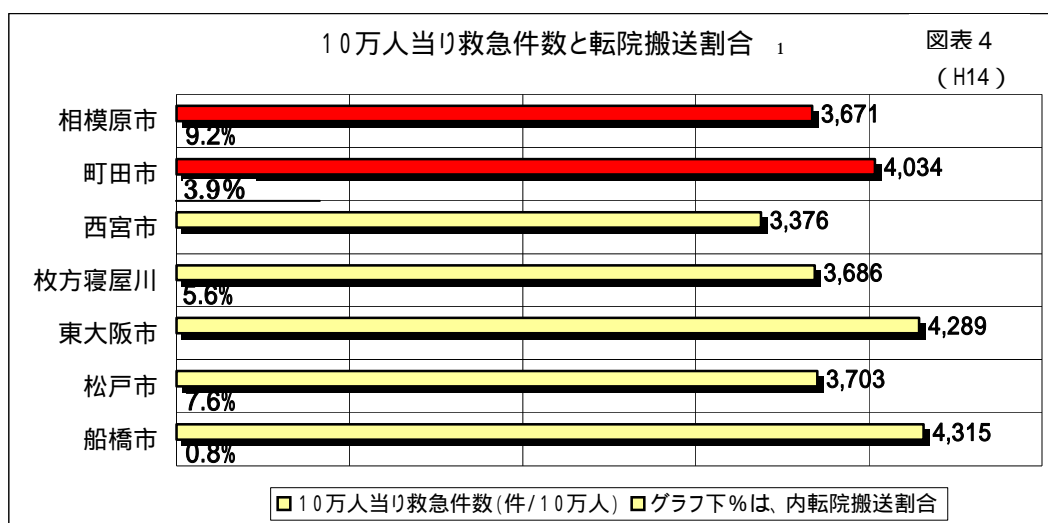
	町田市		相模原市	
	10万人当り件数	構成比	10万人当り件数	構成比
合計	4,034 件	100%	3,671 件	100%
交通事故	735 件	18.2%	640 件	17.4%
火災事故	17 件	0.4%	29 件	0.8%
その他事故/けが ¹	766 件	19.0%	570 件	15.5%
急病	2,313 件	57.3%	2,008 件	54.7%
転院搬送 ²	155 件	3.9%	337 件	9.2%
その他 ³	48 件	1.2%	87 件	2.4%

（出典「東京消防庁第55回統計書」「年報相模原市の消防平成十五年版」等より作成）

- 1 運動競技事故・自然災害事故・水難事故・労働災害事故・一般負傷・自損行為・加害を指す
- 2 医療機関において治療中の患者を他の医療機関に搬送する場合を指す
- 3 医師搬送・資機材等輸送・その他を指す



・救急件数における転院搬送割合について、類似都市と比較すると、相模原市の転院搬送の構成比が9%と高い割合を示している。(図表4)



1 グラフ下に数字がない市(西宮市・東大阪市)は、消防年報から構成比が算出できなかった市である。(出典 各市平成15年刊行「消防年報」より作成)

【コメント】

町田市

救急車1台当りのカバーする面積が広く、一台あたりの救急出場件数が多い。救急自動車平均現場到着所要時間は、平成14年中の全国平均6.3分(前年は6.2分)と同等であるが、全国の平均時間には、市街地以外の山間部などのデータも含まれていることを考慮すると、更なる救急需要対応の方策が必要となってくると考えられる。

ただし、救急車の配置について、東京消防庁では各委託市町村区域で区切るのではなく、都全体を1つの地域として配置していることから、救急車1台当りのカバーする面積や、救急出場件数をデータ比較する際は、八王子市などの近隣市との救急車数や救急活動件数を考慮する必要がある。

相模原市

平成14年中の全国の救急自動車平均現場到着所要時間6.3分(前年は6.2分)と比較すると、相模原市は5.1分であるためきめ細かい救急活動が行われているといえる。しかし、今後の救急需要増加への対応はやはり必要となってくる。また、その際は、相模原市では、他市と比較すると転院搬送率が高いことが特徴であることを考慮する必要がある。具体的な方策については、この研究会では検討できなかったが、今後更なる分析が必要である。

2) 予防活動

火災の被害を最小限に抑えるためには、消防用設備等の設置や防火管理対策など、査察や指導を通じての予防活動を行うことも重要である。

予防業務には、多数の人を収容する施設等（防火対象物）についての消防設備等の設置時検査や立入検査、防火指導、一般住宅などについて建築物の安全性を高めるための消防同意、ガソリンや灯油等の危険物を扱う施設等（危険物施設）についての届出受理や立入検査等がある。

査察の比較

・査察実施数で比較をすると、防火対象物・危険物施設数及び査察実施数ともに、町田市に比べ、相模原市は多い。査察対象物数に対する査察実施割合で比較をしても、相模原市の方が高い。（図表5）

査察対象物数と査察実施割合（図表5）

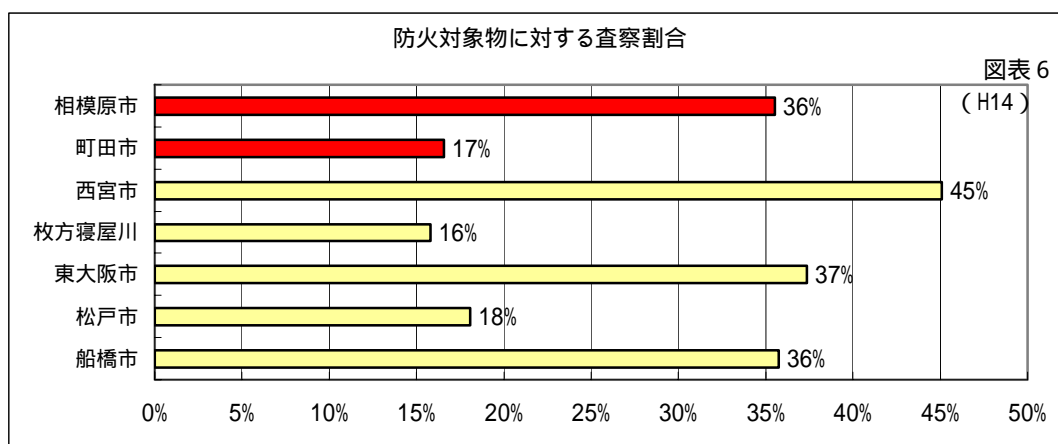
（H14年）

	町田市	相模原市
予防要員数	36人	32人
防火対象物数 ¹	5,556対象物	17,248対象物
防火対象物査察実施数	920件	6,126件
査察割合	16.6%	35.5%
危険物施設数 ²	404対象物	1,127対象物
危険物施設査察実施数	133件	938件
査察割合	32.9%	83.2%

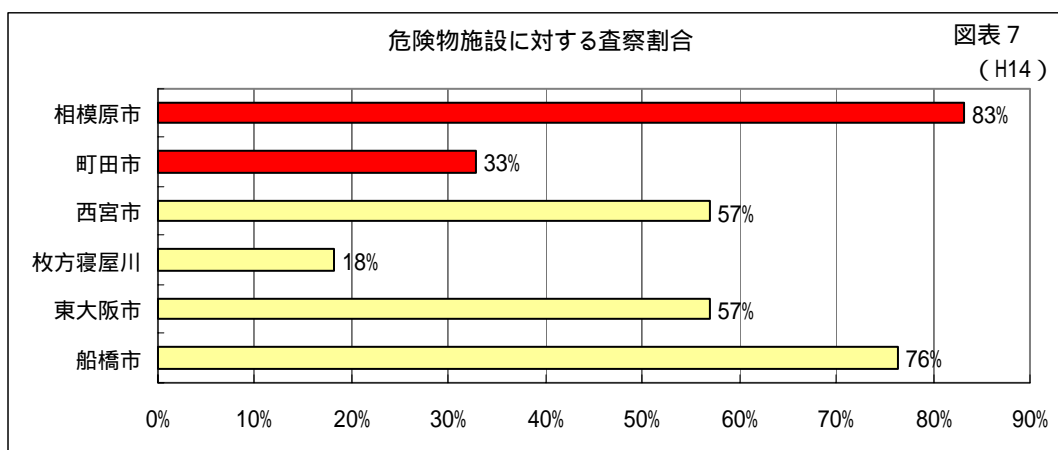
（出典「東京消防庁第55回統計書」「年報相模原市の消防平成十五年版」等より作成）

- 1 防火対象物とは消防施行令別表第1に掲げる防火対象物を指す。
- 2 危険物施設とは、消防法で規定される危険物（代表的なものはガソリン、灯油等の石油製品で少量危険物は除く）を一定以上貯蔵し又は取り扱う施設を指す。

・査察対象物数に対する査察実施割合について、類似都市で比較すると、町田市は相対的に実施割合が低く、相模原市は高い。（図表6・7）特に相模原市の危険物施設に対する査察実施割合は高い。（図表7）



（出典 各市平成15年刊行「消防年報」より作成）



(出典 各市平成 15 年刊行「消防年報」より作成)

松戸市は、消防年報からデータが作成できなかったため、グラフにない。

・査察、広報車数について、類似都市間で比較すると、相模原市は車数が顕著に多い。(図表 8)

査察・広報車数 (図表 8)

(H15.4.1 現在)

	船橋市	松戸市	東大阪市	枚方寝屋川	西宮市	町田市	相模原市
査察・広報車現有数 (単位:台)	10	2	8	12	10	4	41
防火対象物・危険査察対象物計 (単位:対象物)	13,037	7,876	24,157	14,566	11,755	5,960	18,375
1台当りの防火対象物・危険査察 対象物現況数(単位:対象物/1台)	1,304	3,938	3,020	1,214	1,176	1,490	448

(出典 各市平成 15 年刊行「消防年報」、全国消防長会「平成 15 年版 消防現勢」等をもとに作成)

【コメント】

査察実施は予防活動の 1 つであり、査察実施数の多寡のみで予防活動への注力度合を測ることはできないが、予防活動の 1 つの指標にはなりうる。査察対象物に対する査察実施割合について、類似都市間で比較すると相模原市は、相対的に査察に注力していることがわかる。

査察実施の効果については、査察を実施した対象物ごとの火災発生や被害程度データを把握できなかったため、測ることができなかったが、効果的な予防活動を行うにあたっては、査察実施した対象物ごとの火災発生や被害程度のデータ整備など査察効果を測定できるような対策を行っていく必要があるのではないだろうか。

査察車数について、類似都市間で比較すると、相模原市は相対的に多いことがわかる。

査察車の使途は、査察実施の他にも、広報車や指揮車などと同様に通常の公用車としての役割や火災発生現場までの移動手段など様々であるため、一概にこのデータから査察車数の多寡を判断することはできないが、消防本部で所有する査察車や広報車・指揮車などの各種車両において、他の車両間の併用可能性や使用頻度などを考慮しながら、適切な車両数の配置を検討していくことも必要ではないだろうか。

3) 消防水利

消防水利は、火災鎮圧のためには消防機械とともに不可欠なものである。

消防水利には、消火栓、防火水槽、プール等の人工水利と河川、池、湖、沼、海等の自然水利がある。

人工水利の内、消火栓とは都道府県、市町村等の公営水道の配水管にとりつけられているもので、工業用水道も含まれる。また、工場や事業所等に敷設される私設水道等にとりつけられた私設消火栓も消防水利に含まれる。

防火水槽とは、消防用水を貯留することを目的として建造された水槽のことであり、空地や道路脇、道路下等に設置されている。

自然水利は、人工水利と並んで消防水利としての重要な役割を果たしているが、季節により使用不能となったり、取水場所が制限されることがあるので、消防水利の配置に当たっては、自然水利と人工水利の適切な組合せを考慮することが必要である。

消防水利（人工水利）データ（図表 9）

- ・1K m²当りの人工水利数でみると、町田市に比べ、相模原市の方が多い。
- ・消火栓における公設消火栓の割合について、相模原市に比べ、町田市の方が割合が高い。

消防水利（人工水利）（図表 9）

（H15.3 末現在）

		町田市	相模原市
人工水利計		4,896 基	8,100 基
	1K m ² 当りの人工水利数	68 基/1K m ²	90 基/1K m ²
消火栓計		3,867 基	6,572 基
	公設	3,806 基	5,896 基
	私設	61 基	676 基
防火水槽		939 基	1,422 基
プール		90 基	106 基

貯水池は除く

（出典「東京消防庁第 55 回統計書」「年報相模原市の消防平成十五年版」等より作成）

公設消火栓の維持管理費について

- ・ 消防水利は、いつどこで発生するかわからない火災に際して、緊急に使用する施設であるため、いつでも使用できるように維持管理されていなければならない。
- ・ 消防水利の維持管理には、消防水利の使用可能の状態を点検する巡回監視と消防水利の使用可能の状態を維持するための修繕等がある。
- ・ 公設消火栓の維持管理費について、市町村はその区域内に消火栓を設置した当該水道の管理者たる水道局に対し、その消火栓の設置及び管理に要する費用等につき、当該水道事業者との協議の上、相当額の補償をしなければならず（水道法第 24 条）、両市は負担金という形で経費負担をしている。負担金を平成 10～14 年度の 5 年平均で比較すると、町田市は、7,037 千円であり、相模原市は 44,251 千円であり、金額に差がある。
- ・ この差が生じる理由までは調査できなかった。
- ・ 巡回監視の方法について、相模原市の場合は常備職員により対応しているが、町田市は消防団により対応している。

【コメント】

公設消火栓の負担金について、両市の金額に差があることから算定基準や維持管理内容について今後調査をすることが望ましい。

また、巡回監視について、国が示す消防水利の基準によると、消防水利の巡回点検は平均して月 1 回以上行うことが望ましいとされている。しかし、公設消火栓数を考慮すると、常備消防職員のみでその頻度に対応するには限りがある。地域の消防力の向上を図るためには今後多様な組織との連携協力が必要であり、また常備職員数に比べ消防団員数は多いことから、相模原市は消防団の新しい役割として、公設消火栓の巡回点検を検討してもよいのではないだろうか。

2 非常備消防（消防団）について

本編でみてきたとおり、町田市は、常備消防組織について消防業務を東京都（東京消防庁）に委託しているが、消防団については、委託内容から除かれており市独自で運営をしている。相模原市は常備消防組織、消防団とも市単独で運営している。

消防団は、市街地に消防署所が密に配置され常備化が進んだ現在においては、警防活動における常備消防組織との共同消火若しくは後方支援や地域での防災訓練など、常備消防組織と協働・連携の関係にある。

（1）消防団の特徴

消防団の特徴としては、団員はその地域の住民で、地域の地理、住民の事情等にも通じていること（地域密着性）、団員数は、常備消防職員数よりも多く、より多くの要員を動員できる体制にあること（要員動員力）、大規模災害時は、常備消防だけの対応が困難になると考えられるが、そのような場合に地域で即時に対応が可能であること（大規模災害時潜在的対応力）等が挙げられる。

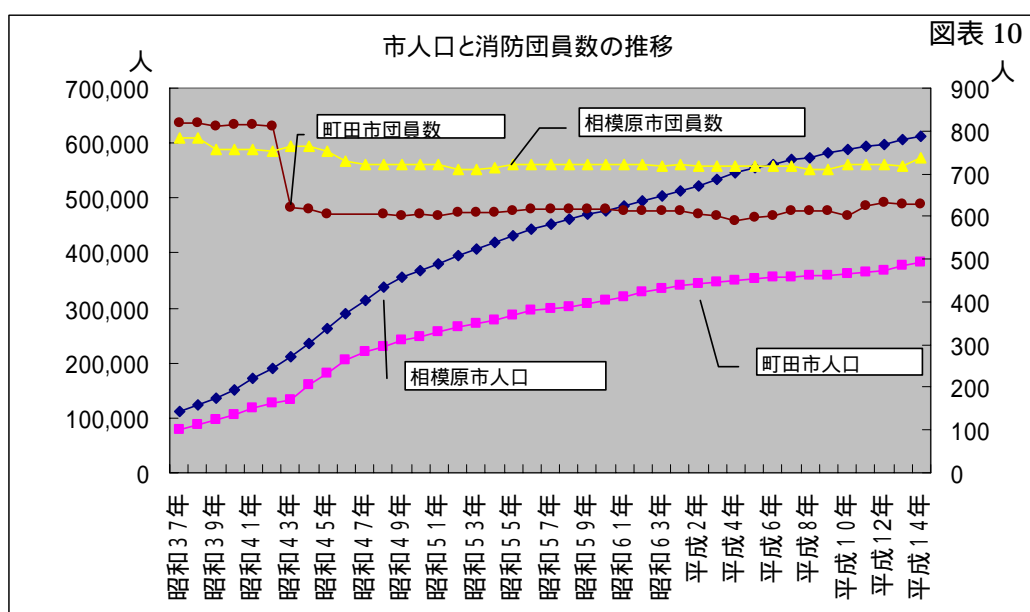
更に消防団の基本的性格としては、権限と責任をもつ非常勤特別職の地方公務員に位置付けられている一方で、ボランティア的性格ももっていることが挙げられる。

このように、消防団は、公的な存在としての側面とボランティア参加の側面のいずれも意識することが重要であり、また、各地域の特性に対応した広範な活動が可能な存在であるといえる。（「新時代に即した消防団のあり方に関する検討委員会第2次報告書」参照）

（2）データ比較からみえる両市の特徴

消防団員比較（図表 10）

- ・両市とも昭和40年代後半から団員数はほぼ一定で推移している。



（町田市独自データ、「年報相模原市の消防平成十五年版」より作成）

・団員の職業構成比で見ると、両市とも建設業の割合が高い。その他の職業では町田市はサービス業が、相模原市は製造業の割合が高い。(図表 11)

消防団員構成 (図表 11) (平成 14 年現在)

	農業	建設業	製造業	卸・小売業	金融業	不動産業
町田市	3%	24%	10%	15%	1%	2%
相模原市	3%	22%	21%	13%	5%	1%

	運輸通信業	電気・ガス・水道業	サービス業	公務	その他	合計
町田市	6%	3%	24%	8%	4%	100%
相模原市	5%	2%	18%	7%	3%	100%

(町田市独自データ、「年報相模原市の消防平成十五年版」より作成)

消防団体制比較 (図表 12)

・団員 1 人当たりの市民数で見ると、町田市の方が団員 1 人当たりの市民数が少ないことから、町田市の方が地域にいる団員数が多く、消防団への参画割合が高いといえる。

・消防団に配置されているポンプ車には、車に可搬型の小型動力ポンプを積載しているもの(可搬式)と、ポンプと車体が一体のもの(一体型)がある。町田市は、37台中37台が一体型の車両であり、相模原市は56台中10台が一体型、46台が可搬式である。

・消防団のポンプ車がカバーする人口は、両市とも同一程度である。車両配置の水準は、同一水準にあるといえる。

・照明車について、町田市は消防団全体で計5台整備されているが、相模原市は整備されていない。

消防団体制 (図表 12) (H15.4.1 現在)

項目	町田市	相模原市
消防団数	1本部5分団36部	1本部9分団56部
団員 1 人あたりの市民数	623人/1団員	871人/1団員
1 箇所あたりが カバーする可住地面積	1.60km ² /1所	1.54km ² /1所
ポンプ車数(内可搬式)	37(0)台	56(46)台
ポンプ車1台あたりが カバーする人口	10,710人 /1ポンプ車	11,006人 /1ポンプ車
照明車数	5台	-

(町田市独自データ、「年報相模原市の消防平成十五年版」より作成)

【基礎データ比較からみえる両市の特徴】

消防団の所有する消防車両について、可搬式は、小型動力ポンプを車から分離できるため、車両が進入できないような狭い道でも対応することができる。また、可搬式であれば、車体が故障した場合は車体を、ポンプが故障した場合はポンプのみを交換できるため、財政的にも柔軟な対応が図れる。

一方、一体型の特徴としては、小型動力ポンプは、1度ポンプを降ろしてからの対応となるが、一体型であれば、水利にすぐつなげ、可搬式と比べて、放水までに迅速な対応が可能となる。

このことから、消防団のポンプ車の整備状況で比較すると、町田市は消防団の警防活動において迅速な対応が可能であり、相模原市は柔軟な対応が可能であるといえる。

また、照明車を消防団で所有していることも、町田市の消防団における特徴であるといえる。消防活動において常備の署隊と非常備の団隊との連携の中で、消防団にとって重要な活動として照明活動が位置付けられており、各分団に1台ずつ配備しているということである。

消防団事業費比較（図表 13）

< 非常備消防費（消防団運営費） > ¹

・市民 1 人当りの非常備消防費(消防団運営にかかるもの)で比較すると、町田市の方が 158 円高い。

・そこで、市民 1 人当りの非常備消防費の内訳を比較すると、特に報酬について、両市で顕著な差がみられる。

非常備消防費の内訳比較(図表 13)

(平成10年～平成14年平均)

	5年平均(千円)		市民1人当り(円)	
	町田市	相模原市	町田市	相模原市
全体	144,241	127,225	364	206
報酬 ¹	67,848	39,015	171	63
旅費	² 35,565	40,243	90	65
需用費	9,730	³ 16,425	25	27
備品購入	5,161	⁴ 5,068	13	8
負担金・補助金・交付金	25,452	⁵ 26,053	64	42
その他 ⁶	485	421	1	1

1 退職金は除く。

2 旅費には、町田市の報償費(防災訓練報償費)を含む。

3 需用費の内、車両・詰所維持管理に関するものは施設費へ。

4 備品購入費の内、ポンプ車に関するものは施設費へ。

5 負担金・補助金・交付金には、共済費(退職掛金)災害保障費を含む。

6 交際費・使用料・役務費・委託料(相模原 消防団競技大会会場設置委託)については、少額(100 万円以下)のため、その他とする。

[報酬]

・単純に、団員 1 人当りの平均報酬で比較すると、町田市は、106,679 円 / 1 団員であり、相模原市は 55,106 円 / 1 団員となる。

・なお、報酬額の相違を検討するためには、消防団の活動内容を把握することが必要であるが、今回の調査では、両市の消防団活動内容の詳細な比較検討までは至らなかった。

[旅費]

・単純に、団員 1 人当りの平均旅費で比較すると、町田市は、38,525 円 / 1 団員であり、相模原市は 16,581 円 / 1 団員となる。

(参考) 災害出場や訓練等に伴う費用弁償については、両市とも条例・要綱で定められている。

	町田市	相模原市
水火災等の職務に従事する場合	3,200 円 / 1 回	3,000 円 / 1 回
訓練、整備、警戒等に出勤した場合	2,500 円 / 1 回	2,500 円 / 1 回

¹ 非常備消防費の内訳算出資料として、両市とも各年度の決算書の費目を用いている。

< (非常備・水利) 施設費 > ² (図表 14)

この表では、非常備（消防団）にかかる施設費以外に水利施設費についても計上している。

・市民1人当りの(非常備・水利)施設費で比較すると、町田市の方が223円高い。

・そこで市民1人当りの(非常備・水利)施設費の内訳を比較すると、特に需用費・委託料・工事請負費・公有財産購入費について、両市で顕著な差がみられた。

(非常備・水利) 施設費の内訳比較 (図表 14)

(平成10年～平成14年平均)

	5年平均(千円)		市民1人当り(円)	
	町田市	相模原市	町田市	相模原市
計	214,880	196,791	542	319
需用費	11,910	¹ 9,292	30	15
役務費	643	984	1	1
委託料	5,839	² 959	15	2
使用料	3,633	5,352	9	9
工事請負費	50,210	³ 55,788	127	90
公有財産購入費	71,653	23,730	181	38
備品購入費	25,301	⁴ 24,412	64	40
負担金	44,496	75,100	112	122
公課費	1,195	1,174	3	2

1 需用費の内、庁舎維持補修分は、常備消費費へ。非常備消費費の需用費から、車両詰所維持管理分を合算。

2 委託料の内、署整備に関わるものは、常備消費費へ。

3 工事請負費の内、署整備・庁舎維持補修に関わるものは、常備消費費へ。

4 備品購入費の内、署整備に関わるものは常備消費費へ。

非常備消費費の備品購入費から、団ポンプ車両購入分を合算。

[需用費]

・需用費の主な内訳に、詰所維持補修・水利（防火水槽）維持管理・車両管理（燃料や修繕等）・詰所管理（光熱水費）などの項目がある。この内、車両管理・詰所管理については、ポンプ車数や詰所数は町田市の方が少ないにも関わらず、町田市の方が高い。

（下記参照）

	詰所数 (器具置場含む)	車両数 (町田市は照明車含む)	詰所管理費 (H11～15年平均)	車両管理費 (H11～15年平均)
町田市	38 所	42 台	2,580 千円	5,328 千円
相模原市	56 所	56 台	1,927 千円	4,307 千円

² (非常備・水利) 施設費の内訳算出資料として、両市とも各年度の決算書の費目を用いている。

[委託料]

・町田市の委託料が高い理由は、消防器具置場の設計委託や防火水槽用地草刈委託、消火栓表示委託について、町田市では防災課の業務として、ここに挙げた施設費で計上されているが、相模原市は、市長部局の営繕課の業務（事業費）であり、この費目に計上されていないためである。

[負担金]

・負担金の主な内訳に、水利（消火栓）維持費と水利（消火栓）整備がある。この内、水利維持管理費における消火栓維持負担金について、5年平均と比較すると、町田市は、7,037千円であり、相模原市は44,251千円で著しい差があるのは前述の通りである。

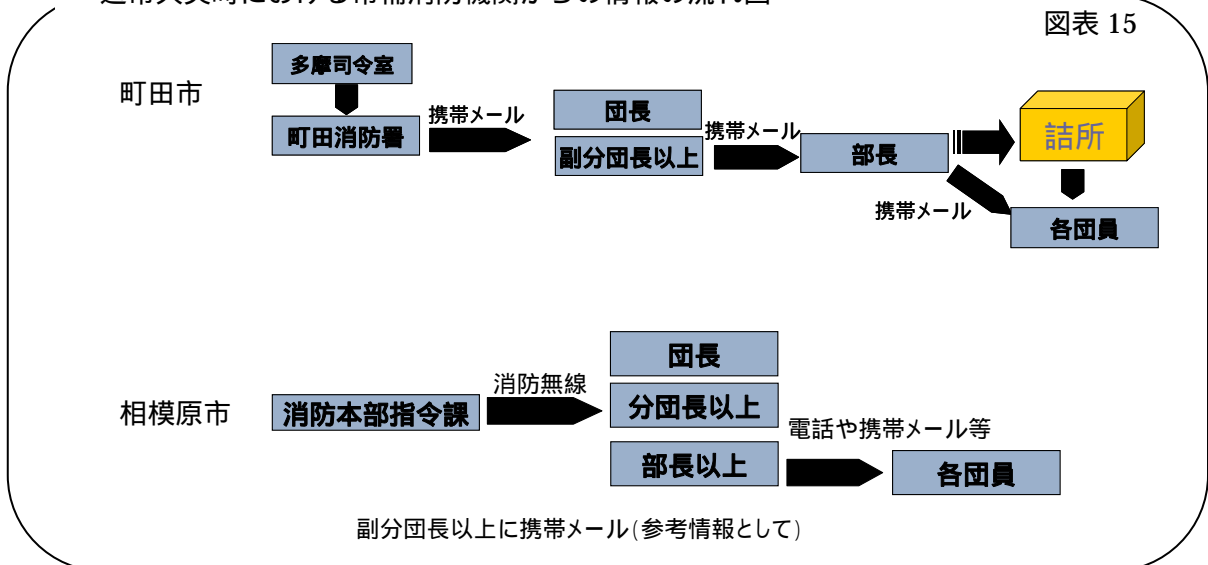
(3) 消防団の活動

消防団の活動には、各種災害時の警防活動や演習訓練、特別警戒などがある。ここでは、この内、常備消防機関との関わりが深いと考えられる災害発生時の災害情報の流れ、火災発生現場での活動における指揮系統、自主防災組織との防災訓練での役割に焦点をあてる。

常備消防機関からの情報の流れ（通常火災時）

- ・火災発生 の情報がどのように消防団に流れるか（図表 15）をみると、両市とも常備消防機関から団に対し、携帯メールや消防無線により災害情報が流れている。
- ・その流れで、情報を入手した消防団の各部長等が電話や携帯メールを中心に、各団員に知らせるといった方法をとっている。
- ・用いる機器に多少の違いはあるが、両市とも同じような方法で情報を流しており、常備消防の委託・独自の相違はあっても、非常備消防への情報の流れ方に差異はないと考えられる。

～ 通常火災時における常備消防機関からの情報の流れ図 ～



携帯メールについては、各団員間で任意に使用している。

常備消防機関と関わりの深い消防団活動（図表 16）

- ・通常火災時における指令系統をみると、町田市は火災情報が町田消防署から流れるが、どの団までを出場させ、どう対応するかは分団長の判断となる。一方、相模原市は相模原消防本部から団に対し、個別に出動の指令がある。
- ・自主防災組織との関わりを自主防災組織の訓練でみると、町田市の場合は、訓練内容によっては、団員が講師を行うのに対し、相模原市は団員と常備消防機関職員が連携して講師を務めている。

常備消防機関と関わりの深い消防団活動（図表 16）

	町田市	相模原市
通常火災時の指令系統	火災情報は常備消防機関から得るが、どの団まで出動するかは分団長の判断。	火災発生すると、常備消防機関から当該地域の団に指令がある。
自主防災組織との関係 (防災訓練における役割)	訓練受付は、町田市防災課。	訓練受付は、常備消防機関。 (各消防署)
	訓練内容によっては、団員が講師・指導を行っている。	消防団と常備消防機関が連携して、講師・指導を行っている。

(両市ヒアリング調査により作成)

【コメント】

両市の消防団の特徴として、町田市は、地域対応において団独自で行いやすい体制であると考えられ、一方の相模原市は、常備消防機関との連携が取り易く、総合的一体的な消防力を確保できる体制であると考えられる。ただし、この相違が常備消防サービス提供の方法（委託・独自）の相違により生じたものかまでは言及できなかった。

しかし、両市とも大規模災害に備えた団員の確保や、自主防災組織とのよりよい連携等は課題であり、両市の特徴を活かしながら、今後ともよりよい団運営を行っていく必要があると考える。

また、消防団に関する詰所やポンプ車等の整備内容も今後消防団が担う役割や活動内容などを考慮しながら改めて整備していく必要があるだろう。

3 防災活動について

各市町村では、風水震災等の災害から市民を守るため、災害予防、災害応急対策、災害復旧等、災害対策を定め、計画的な整備を行っている。また、自主防災組織の育成や家庭、学校、事業所等を通じての防災思想の普及啓発等も行っている。

防災活動については、各市町村により、市長部局による所管、消防部局による所管、両部門による所管等、組織形態が様々であるが、どのような組織形態にせよ災害対策を講じる上では、消防機関との連携が必要である。

(1) 防災活動の概要

災害対策は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の各段階に応じて行われている。これらの各段階においては、国、地方公共団体、公共機関、住民等の協力の下に、総合的、統一的に実施される必要があるが、災害発生時の1次的な対応に迫られるのは、消防機関という実働部隊を組織内に持っている市町村であり、また、災害発生現場に住み、被害を受ける地域住民である。

災害予防・災害応急対策におけるハード面の整備・ソフト面の活動を概観で捉えると、以下の様な内容(図表17)が考えられる。勿論これら全てを市町村で整備するということではなく、当該地域の減災のために、必要な整備内容・量・活動は何かを考慮しながら、適切な役割分担のもと整備・活動の充実強化を図っていくものである。

(図表17)

内容	災害予防	災害応急対策				災害復旧復興活動へ
	計画策定・整備・組織化・訓練など	安全場所の確保	救助	消火	避難所生活	
ハード	避難場所の確保 必要資機材・備蓄の整備 情報システム整備	一時避難場所、広域避難場所	救助機材 防災倉庫	消火機材 防火用水	食：水、食糧 住：避難所、トイレ、毛布、発電機など その他：備蓄倉庫、看護機材など	
ソフト	組織の整備改善、 訓練の実施(自治会別、 合同)、ルールの作成	避難、避難所誘導	救助活動	消火活動	避難所開設・運営・備蓄調達	
その他	協定締結 防災まちづくり(建築物 耐震化・防災ブロック圏 など)	有線、無線等の情報伝達・情報収集システム 防災マニュアル・防災マップ・防災名簿など				
		消防機関・警察・医療機関・地元企業・他自治体・都道府県・国等との協力連携				

(2) データ比較からみえる両市の特徴

防災整備データ(ハード面) (図表 18)

備蓄・飲料水・資機材などの整備基準については、国で示す明確な一定基準はなく各地方自治体で基準を設けている。

- ・市が指定する仮宿泊可能な避難所は、両市で顕著な差がない。
- ・生活に必要な食料やトイレ等の備蓄については、両市で想定被害数が異なるため、一概に比較することはできないが、毛布と食器以外は町田市の方が備蓄数が多い。
- ・備蓄倉庫の拠点性を1倉庫当りがカバーする面積で見ると、相模原市の方がきめ細かく配置されている。
- ・市民1人当りの応急飲料水量は両市で差がないが、飲料水確保方法の内訳は異なる。
- ・停電対策の発電機について、町田市は、携帯発電機・投光機などの小型発電機を整備しているが、照明専用の発電設備はない。相模原市は、非常用発電設備を整備している。

防災整備データ(図表 18)

(H15.4.1 現在)

		町田市	相模原市
避難場所	(広域)避難所: 火災やふく射熱から被災者を守る場所	36 箇所	20 箇所
	仮宿泊可能な避難所	66 箇所	82 箇所
	1避難所のカバー面積[市面積÷避難所数]	1.09km ² /1箇所	1.10km ² /1箇所
	仮宿泊可能な避難所の総面積	132,772 m ²	194,419 m ²
	収納可能な人員	82,364 人	117,830 人
	全人口に占める収納可能な人員の割合	21%	19%
	避難所1箇所当たりの収容人数算定基準	3.3 m ² に2人	3.3 m ² に2人
備蓄倉庫	倉庫数(資機材のみの倉庫は除く)	39 箇所	87 箇所
	1倉庫のカバー面積[市面積÷倉庫数]	1.84km ² /1箇所	1.04km ² /1箇所
	備蓄想定被害者数	67,411 人	35,000 人
	食料(乾パン+アルファ米+サバイバルフーズ)	214,194 食	187,634 食
	食器数	--	36,000 枚
	毛布	67,020 枚	70,954 枚
	仮設トイレ	827 基	711 基
	給水袋	70,500 枚	20,000 枚
応急飲料水	市有施設による飲料水確保水量	18,488 m ³	31,633 m ³
	その他飲料水確保量	50,620 m ³	38,110 m ³
	合計	69,108 m ³	69,743 m ³
	市民1人当たりの水量	0.17 m ³	0.11 m ³
停電対策	非常用発電設備数	1 箇所	47 箇所
	携帯発電機・投光機	66 箇所	35 箇所

(出典 町田市独自データ、「調査時報」(各市の防災対策に関する調査)相模原市議会事務局・2004等をもとに資料作成)

防災時活動（ソフト面）

災害時の消防活動について

常備消防機関と消防団の役割分担については、町田市も相模原市とほぼ同様であるが、「地域防災計画」で位置付けられた災害対策本部における常備消防機関の関わり方については、相模原市は単独直営消防であるため常備消防機関の役割について具体的な記述があるのに対し、町田市では町田消防署の職員が連絡員という形で関わるという相違がある。

避難所の開設・運営方法・情報収集方法

<町田市>

避難所の開設は市の避難所指定職員が行い、その後、運営体制を整える。現地対策本部は設けず、直接災害対策本部へ情報収集等を行う。

<相模原市>

開設は市の避難所担当職員により行われ、運営は、市の避難所担当職員の監督のもと、避難者・自主防災組織代表・ボランティアで構成される避難所運営協議会が行う。避難所での情報収集は、消防本部に設けられる市災害対策本部の下部組織にあたる現地対策本部（各出張所・12箇所）との連絡により行う。

倉庫について

<町田市>

小中学校の倉庫が避難所倉庫となるが、内容は資機材のみで食糧は入っていない。食糧については、いくつかの小学校の余裕教室に分散させており、これを防災備蓄倉庫と呼んでいる。しかし、この拠点数が少ないため、各避難所に向けた食糧をここからどのように運び出すかが課題となる。この他、災害備蓄倉庫が、11箇所に設置されている。

小中学校の倉庫の鍵は、小中学校でしか持っていないため、もし小中学校職員不在時に避難所及び倉庫を開けようとする時は、ガラス窓等を壊して開けることになっている。

<相模原市>

避難所の区分に沿い、避難所倉庫、広域避難所倉庫がある。宿泊を伴う避難所である小中学校の避難所倉庫や余裕教室等には、非常用発電設備や食糧といった、避難生活を想定した物資が備蓄されている。広域避難所倉庫には、資機材が備えてある。この他、食糧・資機材を備えた一般倉庫が市内に8箇所あり、避難所倉庫で不足した分を補完する役目を担っている。

避難所の倉庫の鍵は、現在は避難所担当職員・小中学校・消防の三者が持っているが、他の倉庫も含め、全ての鍵を統一し各自治会長（自主防災隊長）に配布する予定である。これにより、全ての倉庫を市民自身が開けることができるようになる。しかし反面、全ての倉庫が開いてしまうことで、防犯面においてリスクを負うことにもなる。

自主防災組織に関するデータ

- ・各内容について、概ね同様であった。
- ・自主防災組織に対する補助制度について、上限額の算出方法に相違があった。
- ・自主防災組織相互の連携交流を深めるための連絡協議会等の組織については、町田市にはないが、相模原市には存在する。(市の自主防災組織に対する考え方の相違により生じているものと考えられる。)

自主防災組織に関するデータ(図表 18) (自主防災組織数は H15.4.1 現在、それ以外のデータは H16.7 月現在)

		町田市	相模原市
[自主防災組織の組織構成・活動内容]	自主防災組織数	261 団体(主に自治会・町内会)	410 団体(全自治会)
	組織の構成メンバーに含まれるもの	個人(世帯)	個人(世帯)
	自主防災組織のリーダーの決め方について	町内会長などの兼務による「充て職」	町内会長などの兼務による「充て職」、消防や自衛隊のOBなど元防災関係者
	平常時の主な活動について	・防災訓練(消火、避難、救出・救護、炊き出し、図上) ・学習会の開催や研修への派遣 ・住宅用の火災警報器や消火器の設置相談等	・防災訓練(消火、避難、救出・救護、炊き出し、図上) ・学習会の開催や研修への派遣 ・防災マップづくり
	自主防災組織の一般的な年間活動経費について	200 千円未満	200 千円未満 (15年度実績総事業費25,280千円/208組織 122千円)
[自主防災組織への支援]	自主防災組織に対する支援策について	・資機材整備に対する補助 ・活動に対する補助 ・訓練への参加案内	・資機材整備に対する補助 ・資機材の現物支給(設立時に資機材現物支給) ウ.活動に対する補助
	補助制度の具体的な内容(補助率、補助基準額、事業費総額=自主防災組織に係るもの、補助内容)	・防災倉庫購入補助 補助額:購入金額の1/2 上限:1棟につき11万円 ・自主防災組織活動補助 補助額:基本額13,000円+世帯数×65円	資機材整備・活動に対する補助 補助率:1/2 上限:世帯数に応じて99世帯以下2万円~2500世帯以上20万円(1組織あたり年額)
	自主防災組織相互の連携交流を深めるための連絡協議会等の組織の有無	ない 自主防災組織は自治会・町内会単位であるので、自主的に連絡を取り合うものと考えられる。従って、あえて単位自主防災組織どうしを組織化する必要を感じていない。	ある 単位自主防災組織(自治会母体)とこれらの連合組織である地区連合自主防災組織との連携により、防災訓練や研修会を行っている

(出典 地方行財政調査レポート「市区町村の自主防災組織の実態に関する調べ(16年7月現在)財団法人自治総合センターより作成)

防災費³（図表 19）

市民一人当りの防災費で比較すると、相模原市の方が 275 円高い。

そこで市民 1 人当りの防災費の内訳を比較すると、特に役務費・工事請負費・備品購入費・負担金については、両市で顕著な差がみられた。

防災費の内訳比較（図表 19）

（平成10年～平成14年平均）

	5年平均(千円)		市民1人当り(円)	
	町田市	相模原市	町田市	相模原市
全体	172,571	434,589	435	710
需用費	34,365	48,298	87	79
役務費	2,267	9,654	6	16
委託料	18,975	28,310	48	46
使用料	961	1,467	2	2
工事請負費	12,551	123,070	31	201
備品購入費	4,238	55,589	11	91
負担金・補助	12,625	41,096	32	67
防災課職員費 ¹	85,030	125,850	214	206
その他 ²	1,559	1,255	4	2

1 防災課職員費について、

町田市は、防災課職員分(=職員平均給与×防災課職員数)で算出している。

相模原市は、防災課職員分(=職員平均給与×防災対策課職員数)+防災課職員分(=職員平均給与×防災課職員数を常備消費費から合算)で算出している。

2 報酬、報償費、旅費、補償費(町田市のみ)、公課費、原材料(町田市のみ)については、少額(百万円以下)のため、その他とする。

[役務費]

・気象情報提供について、相模原市は 5 年平均で 7,114 千円であるが、町田市は、東京都のシステムで行っている。(町田市も以前独自で行っていたが、その後都へ移行した経緯がある。)

[委託料]

・防災情報用施設維持管理委託(無線保守点検等)について、5 年平均で比較すると、町田市は 16,276 千円であり、相模原市は 8,065 千円である。

・相模原市の委託料にかかる主な内訳として、地域防災計画改定業務委託・防災アセスメント、地域別防災カルテ作成事業・自主防災組織支援事業・震度情報システム整備事業がある。

³ 防災費の内訳算出資料として、両市とも各年度の決算書の費目を用いている。

[工事請負費]

- ・防災行政用無線に関する再整備・戸別設置事業は、町田市になく、相模原市は5年平均で74,270千円である。
- ・防災備蓄倉庫整備(設置)について、5年平均で比較すると、町田市は836千円であり、相模原市は、25,180千円である。
- ・飲料水兼貯水槽設置について、相模原市は5年平均で18,606千円(13・14年度)であるが、町田市の場合全額都負担である。また、相模原市の場合、10～12年度は負担金で支出しており、5年平均で33,752千円である。なお、飲料水兼貯水槽設置にかかる補助金について、相模原市は5年平均で国から17,258千円、県から5,960千円受けている。

[備品購入費]

- ・非常用発電設備整備事業について、町田市になく、相模原市は5年平均で22,911千円である。
- ・防災資機材の整備事業について、町田市になく、相模原市は5年平均で11,451千円である。
- ・移動用携帯無線買い替えと非常用可搬局購入について、相模原市になく、町田市は5年平均で3,549千円である。

[負担金]

- ・自主防災組織活性化事業(助成金)について、5年平均で比較すると、町田市は9,302千円であり、相模原市は6,102千円である。また、相模原市では、助成金の他に、自主防災組織活性化事業として、防災協会に対する訓練指導委託金を3,008千円(5年平均)、災害活動用機材セット購入費を6,102千円(5年平均)費やしている。
- ・飲料水兼貯水槽設置負担金については、工事請負費の説明による。

【コメント】

防災にかかるハード面での整備状況については、平成10年～14年でみると、町田市より相模原市の方が防災事業費をかけていることがわかった。

整備内容や防災事業費内訳でみると、備蓄倉庫の拠点性や備蓄内容、停電対策としての非常用発電機の整備方法、貯水槽設置費用負担などに両市で相違があった。

この相違は両市や都県の防災に対する政策の相違であるものと考えられるが、より効果的な災害対策を進める上では、今後、大規模災害時に現場で活動する自主防災組織を中心に、減災のため何がどこまで必要かを検討していくことが必要であろう。

また、冒頭でも触れたが、これからの災害対策には、ハードの整備の進捗状況を前提に防災のソフト面の対応にも目を向けていくことが求められている。

ソフト面の1つとして、常備消防機関、消防団、自主防災組織との連携がある。平常時・大災害時ともそれぞれの組織にそれぞれの役割がある。大災害時の役割として、自主防災

組織は避難所運営、常備消防機関や消防団は警防活動という相違があり、それぞれの組織の各活動そのものについて相互に応援するというような意味での連携は難しい。しかし、例えば自主防災組織が自分達の手では救助しきれない被災者を発見した時にどのように常備消防機関や消防団にその情報を伝えるのかといった、いわゆる情報伝達の部分での連携は必要であるし、大災害時のルール作成やそれを踏まえた訓練も、各機関がより連携協力して進めることも必要である。

～ 資料編参考文献 ～

地域防災体制の充実強化に向けた消防団員確保のための調査検討会『地域防災体制の充実強化に向けた消防団員確保の在り方について』,2004年

名取市『名取市消防団活性化計画』,2004年

平成13年度静岡県自主防災組織活動推進委員会『平成13年度 検討報告書』,2002年

消防団と地域の自主防災組織等との連携のあり方に関する検討委員会『消防団と地域の自主防災組織等との連携のあり方に関する報告書』,2000

『堀切二丁目西町会 防災部 HP』(<http://www.matsubara.com/bousai/pdf.html>)

～付表～

基本データ他市比較【常備消防】

都 市 名		船橋市	松戸市	東大阪市	枚方寝屋川	西宮市	町田市	相模原市	平均
構成市町村数		1	1	1	2	1	1	1	1.1
人 口 (人)		556,986	474,156	512,980	659,157	448,967	396,278	616,355	523,554.1
面積 (平方キロメートル)		85.64	61.33	61.81	89.81	100.18	71.62	90.41	80.1
人口密度 (人/1km ²)		6,504	7,731	8,299	7,339	4,482	5,533	6,817	6,672.3
可住面積 (平方キロメートル)		80.01	59.20	51.72	83.30	62.08	60.82	86.14	69.0
可住面積人口密度 (人/1km ²)		6,961	8,009	9,918	7,913	7,232	6,516	7,155	7,672.2
消 防 団 員	現有団員数(人)	671	596	493	921	716	636	708	677.3
	団員1人当りの人口	830	796	1,041	716	627	623	871	786.1
署 所	現 有 数	12	10	16	19	8	6	15	12.3
	1署当り平均人口	46,416	47,416	32,061	34,692	56,121	66,046	41,090	46,263.2
	1署当り平均面積 (km ² /1署)	7.14	6.13	3.86	4.73	12.52	11.94	6.03	7.5
	1署当り平均可住面積 (km ² /1署)	6.67	5.92	3.23	4.38	7.76	10.14	5.74	6.3
消防ポンプ自動車	現 有 数 (署のみ・予備分含む) (台)	22	16	19	19	14	10	15	16.4
	1台当りの可住面積 (km ² /一台)	3.64	3.70	2.72	4.38	4.43	6.08	5.74	4.4
はしご自動車	現 有 数 (台)	8	5	5	5	4	1	4	4.6
	1台当りの可住面積 (km ² /一台)	10.00	11.84	10.34	16.66	15.52	60.82	21.54	21.0
化学車	現 有 数 (台)	3	2	2	4	1	1	2	2.1
	1台当りの可住面積 (km ² /一台)	26.67	29.60	25.86	20.83	62.08	60.82	43.07	38.4
救助工作車	現 有 数 (台)	3	3	3	4	3	1	3	2.9
	1台当りの可住面積 (km ² /一台)	26.67	19.73	17.24	20.83	20.69	60.82	28.71	27.8
救急自動車	現 有 数 (台)	12	10	7	13	9	6	11	9.7
	1台当りの可住面積 (km ² /一台)	6.67	5.92	7.39	6.41	6.90	10.14	7.83	7.3
査察・広報車	現 有 数 (台)	10	2	8	12	10	4	41	12.4
	防火対象物・危険査察対象物現況数	13,037	7,876	24,157	14,566	11,755	5,960	18,375	13,675.1
消 防 職 員	1台当りの防火対象物・危険査察対象物現況数 (個/一台)	1,304	3,938	3,020	1,214	1,176	1,490	448	1,798.4
	現 有 数 (人)	601	507	475	751	368	310	601	516.1
火災件数 [= 火災出場件数] (平成14～12平均) (件)	職員1人当りの人口 (人/1職員)	927	935	1,080	878	1,220	1,278	1,026	1,049.1
	205	164	201	326	117	156	274	206.1	
	12	202	173	228	335	114	145	262	208.4
	13	227	174	188	330	108	166	288	211.6
	14	186	144	187	313	130	156	272	198.3
	10万人当り発生件数 (件/10万人)	36.81	34.52	39.18	49.46	26.13	39.28	44.45	38.5
	内建物火災件数 (14～12平均)	103	101	130	166	69	86	155	115.5
	12	112	104	155	167	69	80	147	119.1
	13	107	110	119	178	56	98	163	118.7
	14	89	88	115	153	81	80	154	108.6
	焼損床面積 (14～12平均) (建物 m ²)	2,638	1,926	5,590	3,399	1,123	1,221	2,841	2,676.8
	12	2,690	2,328	4,338	3,300	1,123	1,541	2,861	2,597.3
	13	2,418	1,931	5,990	4,663	558	1,246	2,838	2,806.3
	14	2,805	1,520	6,442	2,233	1,687	877	2,823	2,626.7
	1件当りの焼損床面積 (建物 m ²)	25.69	19.14	43.11	20.47	16.35	14.20	18.37	22.5
救急出場件数 (平成14年中) (件)	24,033	17,559	22,003	24,294	15,159	15,986	22,627	20,237.3	
内転院搬送 (件)	195	1,339	-	1,355	-	615	2,077	1,116.2	
	1%	8%	-	6%	-	4%	9%	5%	
	10万人当り救急件数 (件/10万人)	4,315	3,703	4,289	3,686	3,376	4,034	3,671	3,867.8
救急救命士数 (人)	23	23	35	55	43	31	61	38.7	
(救急) 平成14年中の覚知から現着の平均時間	5.6	4.13	6.46	6.16	5.3	6.29	5.10	5.1	
(消防) 平成14年中の覚知から現着の平均時間	5.3	3.15	4.5	4.6	4.73	5.17	4.55	4.9	
防火対象物査察対象物現況数 (個)	11,987	7,282	23,031	13,296	11,271	5,556	17,248	12,810.1	
査察実施数 (防火対象物) (件)	4,285	1,316	8,599	2,099	5,080	920	6,126	4,060.7	
査察対象物数に対する査察実施割合 (%)	36%	18%	37%	16%	45%	17%	36%	29%	
危険物施設査察対象物現況数 (個)	1,050	594	1,126	1,270	484	404	1,127	865.0	
査察実施数 (危険物施設) (件)	801	?	641	231	276	133	938	503.3	
査察対象物数に対する査察実施割合 (%)	76%	#VALUE!	57%	18%	57%	33%	83%	#VALUE!	
		船橋市	松戸市	東大阪市	枚方寝屋川	西宮市	町田市	相模原市	平均

～国の消防力の基準の考え方について～

「消防力の基準（S36）」については、H12の改正により、消防活動の実態を反映した、より合理的な基準となった。また、各市町村における市町村に必要な消防力を算定するに当たって自主的に判断することができるようになった。

国が示す消防力の基準の想定

国が示す消防活動（放水開始時間算定）の前提となる建築物の構造や隣棟間隔などの都市環境については、一戸建ての専用住宅において発生した火災を火元建築物1棟の独立火災にとどめ、隣棟への延焼を阻止することを想定している。

		基準での想定	備考
延焼	火災発生地域	市街地	
	隣棟間隔	5m未満	隣棟間隔が1m未満の火災では、「出動～放水開始時間」の違いによる延焼率の差異はなく、いかに早く放水しようともある程度の延焼は免れない。 隣棟間隔が1m以上5m未満の火災では、早い消火活動の開始が延焼阻止に大きな効果を発揮する。特に隣棟間隔が2m以上になると、消火活動の開始が相当程度遅れた場合を除き、延焼率は比較的低下し、5mを超えると著しく低下する。
	火元建築物の構造	木造・防火造	建物火災に占める住宅火災の割合は高く、人的被害の割合も大きい。近年に建築された住宅は、旧基準が制定された当時の木造建築物と比べて防火性能の高い建築物となっている。実際には木造と防火造の建築物は混在しているので、火元建築物、隣棟の双方について、仮想的に木造と防火造の中間的構造をもつ一戸建て専用住宅を対象に必要な消防力を算定することとする。
	火元建築物の用途	一戸建て専用住宅	
火元建築物の階層	2階建て		
延焼阻止	出動～放水開始時間	6.5分	隣棟間隔が1m以上5m未満の火災事例をみると、「出動～放水開始時間」が「5.5分～6.4分」、「6.5分～7.4分」という2つの時間帯を超えると延焼率が急に高くなることから、これらの時間帯の中間値「6.5分」を「出動～放水開始時間」の限界としている。
	放水口数	2口以上	隣棟間隔や「出動～放水開始時間」が同じであっても、放水量が多ければ延焼率は下がることが予想される。表2をみると、最先着隊が2口以上の放水を実施した場合に消火活動の効果は大きく、この場合の方が6.5分という時間帯を境に延焼率の変化がより顕著であるため最小単位を2口以上とする。

（出典 消防力の基準研究会編書『第3次改定版 逐条問答 消防力の基準・消防水利の基準』より作成）

町田市相模原市職員合同研究会東京消防庁ヒアリング報告書

～ 消防事務体制に対する調査票構成 ～

1 【消防職員にかかるもの】・・・P65

- (1) 町田市に係る本部・第9方面本部職員数及びその算出方法について教えてください。
- (2) 消防吏員の各市区町への配置を、どのように行っていますか。また、消防吏員採用の際、通勤圏を条件として考慮しますか。

2 【消防費にかかるもの】・・・P66

(委託金について)

- (1) 町田消防署分常備消防費内訳を教えてください。
特に相模原常備消防費と比較し、金額の異なる費目(需用費・役務費・委託料・使用料、賃貸料・工事請負費・備品購入費・負担金、補助金)
- (2) 各委託市町で常備消防の総事業費に占める都の負担率が異なります(例えば、13年度町田市 13.3%・清瀬市 41.2%・奥多摩町 73.3%)。理由は何ですか。
- (3) ヘリコプター・研究所・消防学校・装備工場にかかる経費の内、各委託市町における負担額算出方法を教えてください。

(補助金について)

- (1) 東京消防庁は、平成10～14年度の5年間で、町田消防署の常備消防にかかる補助金を国から受けていません。理由は何ですか。また、他委託市町も同状況ですか。

3 【体制等にかかるもの】(配置基準や配置方法について)・・・P69

- (1) 署所について
- (2) 消防ポンプ自動車及びタンク車について
- (3) はしご車について
- (4) 化学車について
- (5) 警防活動について
- (6) 救急活動について
- (7) 救助活動について
- (8) 通信施設について

東京消防庁ヒアリングについて

日 時 2004年6月29日(火)14時～16時30分

場 所 東京消防庁8階会議室

調査方法 調査項目を事前送付し、ヒアリング実施。

(3【体制等にかかるもの】のみは、相模原市の消防体制を事前調査し、相模原市消防体制と比較しながら回答いただいた。)

4 【その他】・・・P80

- (1) ヘリコプターの運用体制について

～ 消防事務体制に対する調査票 ～

1 【消防職員にかかるもの】

(1) 次の職員数及びその算出方法について、教えてください。

消防職員にかかるもの

所属別	
東京消防庁本部職員数の内、町田市にかか る人数	_____人 算出方法 [例えば、(東京消防庁本部総務課+企画課+人事課+・・・+航空隊+消 防科学研究所) × (町田市人口/23区及び各委託市の人口)]
第9方面本部職員数の内、町田市にかか る人数	_____人 算出方法

・本部職員数における委託市町村に係わる人数は算定していない。町田市専門ということで働いているわけではないため、第9方面本部についても同様の理由で算定していない。

Q 「平成14年度町田消防署分の収入及び支出明細書」において、町田消防署員311名と記載があるが、人件費については、この311名分ということで算定しているのか。

A 決算額の中には、本部庁舎部分が入っていないが、方面本部の分は按分で入れている部分がある。収支を明らかにするという目的で、決算額の算出は、直接経費として町田消防署にかかった分に、方面本部等にかかった部分のある一定のルールに基づいて上乗せてして収支を算出している。

(2) 消防吏員の各市区町への配置を、どのように行っていますか。また、消防吏員採用の際、通勤圏を条件として考慮しますか。

・消防吏員への各市区町村への配置は、消防署において対外活動が必要な消防力としての消防車両乗車必要人員を基本に、予防業務必要人員や防災業務必要人員、内部管理必要人員等を算定して配置している。

・消防吏員採用の際、通勤圏の考慮は行っていない。(考慮すると不公平になるため。)従って、採用の際に町田消防署に何人必要だから近所の人を何人採用するというようなことはない。

しかし、勤務地によっては、通勤可能な範囲内で通勤体制等を考慮している。中には2時間くらいかけてきている者もいる。

また、決め事としてではないが、居住地等を勘案した結果、23区までの通勤は厳しいので、稀に三多摩地区に集中的に勤務するという場合もある。

2【消防費にかかるもの】

(委託金について)

(1) 町田消防署分常備消防費内訳を教えてください。(別紙参照)

特に相模原常備消防費と比較し、金額の異なる費目(需用費・役務費・委託料・使用料・賃貸料・工事請負費・備品購入費・負担金、補助金)

<前提として>

合同研究会で作成した常備消防費の内訳資料は、突出した年度の事業内容分を抜いて、平年度ベース化を図っているが、東京消防庁の統計書では、同じ作業をすることが難しいため、14年度の決算をもう少し節ごとに分析をした資料を用意した。

受託経費の負担額については、消防費の基準財政需要額をもとに算出している。決算については直接かかった経費である。収支内訳については、共通に8方面・9方面にかかる経費については、ある一定のルールに基づいて、各委託市に、収支という形で示している。

委託費(の算出)は市町村の人口や消防署の規模によるため、決算額とは自ずと変わり、単年度で収入と支出の差額は算出しているが、収入と支出の単なる比較は、意味がないと考える。

一般論でいえば、(東京消防庁のような委託方式を採用している場合)正しい決算額について実際の決算ベースで算出することは難しい。組合消防でも、各市からお金と人が出ている場合、人は各市で負担する、事業費は人口割や一定のルールで算出していると考え。

東京消防庁では、基準財政需要額のルールに基づいた常備消防部分だけをかかってもかかなくても受託額で受け取っている。東京都が超過負担であることは、受託をはじめて以来のことである。

・人件費については、出場件数や、昼夜で手当が変わってくるため、単に人件費だけの比較では分析が難しいのではないかと。また、相模原市消防本部の隊、組織のあり方について考慮しないと、比較のしようがない。

・東京消防庁における需用費の内訳は、光熱水費と一般需用費。投資的経費を抜いた需用費を入れている。簡単に言えば電気・ガス・水道が光熱水費、一般事務費は消耗品、庁舎修繕のようなものが入っている。

(2) 各委託市町で常備消防の総事業費に占める都の負担率が異なります(例えば、13年度町田市 13.3%・清瀬市 41.2%・奥多摩町 73.3%)。理由は何ですか。

・受託事業収入については、(基準財政需要額で算出されており、)人口ベースになっているので、市町村負担額は人口により左右される一方、決算は、消防力の基準や人員配置によって行う業務について係るものなので、差がでてくると考える。

受託予算については、数字としては出しているが、直接お金を流して各署で執行しているものや、本部で購入した物品を各署に与えるもの等、ケースバイケースで多岐にわたるため、署ごとの予算ベースは出ない。都としては例えば550億という予算計上をしているが、決算では若干違いが出てくる。

・設備に係る経費について、例えば青梅市に施設を作った場合には、青梅市の決算額の中に入れている。同様に町田市で出張所を増やしたり、ポンプ車が増えたりという状況になれば、その分の決算額は直接町田消防署に反映される。そのため、恒久的に都の負担率についての奥多摩消防署との差が同じパーセントで動いているわけではない。

・町田と奥多摩は財政規模(パイ)が全然異なるため、ポンプ車1台を購入するだけでも、その影響が両者で全然違う。東京消防庁の受託額については、もらった分だけその市に投下するという考え方ではなくて、東京消防庁の管内全体を市街地が連続しているという風にみているので、市境を意識せずにその中で一番いい消防力を配置することを意識している。決算上の見かけは町田にお金が落ちていないように見えても、実際には町田の役に立っているということがある。

・庁舎建設を行った場合は、建設市の決算額に反映されるため、決算額は多くなる。逆に庁舎建設や車両の更新等がないと、基準財政需要額(受託額)と決算額が接近しているケースが多い。

・人口が少ない市は、主に人件費が多く、投資的経費を除いた分では決算額は、(経年で)大きく変わらない。

・多摩市の都負担率8.7%という数字は、署所の数等が起因しているのではないと思われる。多摩市の場合は1消防署1出張所体制である。しかし、消防力が劣るわけではなくて、周辺(八王子、高幡など)からカバーしているため、たまたま多摩市内が1消防署1出張所であり、結果多摩市内に落ちるお金が少なくなっていると理解している。

(3) ヘリコプター・研究所・消防学校・整備工場にかかる経費の内、各委託市町における負担額算出方法を教えてください。

・ヘリ・研究所・消防学校・整備工場については同じように按分している。消防学校については学生の人件費が出てくるため、その部分について、計上している。

算出方法は、まず、東京消防庁単独では23区の消防、それ以外が受託地区という考え方のもと、昔からの按分のルールで、全体の消防署職員数の内、特別区にかかる職員数分で按分して受託地区にかかる金額を算出する。(職員が経費を背負うという考え方かららしい)

次に、受託地区にかかる金額の内、各市負担額を人口で按分し算出している。(基準財政需要額が人口に最も寄与するという考え方かららしい。)

ヘリ、研究所や整備工場について同様の算出方法である。

・整備工場の負担に関する考え方といえば、例えば地震発生時に万全の体制で直せるようにするという東京消防長庁内の考え方がある。このように経費負担を比較する場合は、各市の消防に対する考え方を根本から比べていく必要があると考える。

(補助金について)

(1) 東京消防庁は、平成10～14年度の5カ年間で、町田消防署の常備消防にかかる補助金を国から受けていません。理由は何ですか。また、他委託市町も同状況ですか。

・東京消防庁から国に更新車両などの補助金の要請は出している。ここ5年間を見ると、はしご車、救助工作車、ヘリコプターなどに補助の要望を出している。

消防団などの非常備分は直接市町村へ補助金が行くが、常備分については、国から東京都に一括で補助金という形で来る。そして東京都で割り振りをする。この際の補助金の歳入については、委託の規約の中で「全て東京消防庁の歳入とする」ということになっているため、決算においても各市町村に、「補助金が入りました」という形の示しは一切していないというのが現状である。

ちなみに平成11年には町田市のはしご車を更新し、実際にはそのはしご車にも補助金がついているので、全く常備消防分の補助金が市町村に落ちていないということではない。ただそれはそれぞれの市町村に割り振る形にはしていないということである。

3 【体制等にかかるもの】

全体でいえること

署所や各種車の配置は、各委託市で区切るのではなく、都全体を一つの地域として配置している。

(1)署所について

調査項目及び東京消防庁の状況	相模原市の状況
<p>現行の基準では、市街地に署所を配置することとされていますが、実際にはどのように配置していますか。</p> <p>ア 市街地のみに配置している。</p> <p>イ 市街地を中心とするが、市街地以外にも配置している。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 市街地にとらわれず、最も効率的と判断する位置に配置している</p> <p>エ 各委託市町村で配置基準が異なる。</p> <p>・相模原市と同じように、市街地にとらわれずもっとも効果的と判断する位置に配置している。</p>	<p>ウ</p> <p>・相模原市は、すべての街区が近接、又は連続しているため、<u>市全域がほぼ一つの市街地</u>を形成しており、実際の署所の配置は、全て市街地となっています。</p>
<p>上記 イウエの場合、何を基準に配置していますか。</p> <p>市街地人口以外の要素(消防ポンプ車走行速度・走行限界時間・用途別建築物数)がある場合</p> <p>町田市と奥多摩町(市街地・準市街地・市街地以外の地域)で異なる基準がある場合</p> <p>・具体的には、<u>5分</u>で到着できるように想定して配置を行っているが、特に行政需要の多いところを最優先している。市町村の区域にとらわれずに効率的に配置するようにしている。境界線を関係なく配置し総合的にカバーできるようにしている。</p> <p>・実際には23区と奥多摩では同じ距離が進めるものとして考えている。具体的に言うと、<u>1分で四百数十メートルを進むもの</u>として考えている。</p> <p>・ただし、奥多摩といえども駅周辺(店や住宅がある)以外は、ほとんどが山林のような人が住んでいない地域なので、そういった地域特性を勘案してはいる。</p> <p>・また上記以外にも、町田の駅(百貨店や映画館)周辺は、人</p>	<p>消防、救急活動共に覚知から放水開始又は覚知から処置開始までに<u>5分</u>という時間を設定し、<u>市域一律の走行距離(時速 30km)</u>で、<u>各署所から5分</u>で市内全域が包含できる位置に、消防署所を配置する計画となっています。</p> <p>相模原市の配置基準は、本当に上記だけか。カバーしきれない部分がある場合、どういう対応をしているか。</p>

<p>が多く集まり、災害発生の確率が高くなるため、設置するにあたって地域特性を加味している。</p>	
<p>署所の配置で、市街地の区域を設定する場合、各委託市町境で区切っていますか。</p> <p>・上記回答のとおり</p>	
<p>署所の配置は、どのように決定されますか。署所の配置に至るまでの事務の流れを教えてください。</p> <p>・町田市意見の意見を聞いて考慮することもあるが、基本的には管内全域を考慮して決めている。</p> <p>・署所の整備計画の見直しは、突発的な人口増といった要素もあるので様々だが、今回は3年。一概に何年ということは言えない。</p> <p>Q. 東京消防庁で町田市の署所整備の数を決めていると思うが、現在はその基準に照らして足りている状態か。</p> <p>A. 財政に余裕があれば、これで署所の配置が完璧ということはないので、充足するということはない。</p> <p>町田市でいえば、充足していない可能性は十分ありえる。</p> <p>しかし、町田市の署所数が充足しているかは、あまり意識していない。東京消防庁の管内については基本的には一つの市としてみているためである。</p> <p>ただ、管内全体を見た中で、どうしても空白になってしまう地域については、市街地状況が進展した段階では整備している。</p> <p>例えばニュータウンの建設の状況等を見ながら署所を整備している。町田であれば最近成瀬に配置したが、ここは空白地域という中で市街地状況の進展を見ながら、全庁的に優先順位を決めて配置した。</p>	<p>平成13年度に策定した整備計画に基づき、署所及び車両の整備を図っています。</p>

(2) 消防ポンプ自動車及びタンク車について

署所管理分

調査項目及び東京消防庁の状況	相模原市の現状
<p>消防ポンプ自動車及びタンク車は、何を基準に配置していますか。</p> <p>また、町田市と奥多摩町(市街地・準市街地・市街地以外</p>	<p>署所の地域の諸実情を考慮し、消防署所配置数としているため、ポンプ自動車の基準数も署所と同数となります。</p>

<p>の地域)で異なる基準がありますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5分以内に2台のポンプ車が到着できるようにという基準を作って署所に配置をしている。町田と奥多摩での異なる基準については、署所の配置と同様、奥多摩や町田市内でも人口集中地域とそうでない地域といった地域特性は勘案している。 ・奥多摩における2台のポンプ車の配置については、市街地ではない取り扱いになっているため、現実的には1台。 ・2台のポンプ車については、予備ではなく第一線で出て行く車両ということである。(成瀬出張所については1台の配置だが、その他の出張所については、2台である。) 	<p>2台所有している署所がある理由 = 予備分 (緑-2/上溝-2/麻溝-2/相武台-2/北本署-2)</p>
<p>消防ポンプ自動車及びタンク車の配置区域を決定する際、各委託市町境で区切っていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都全体を一つの地域として扱っている。 	
<p>消防ポンプ自動車及びタンク車の配置は、どのように決定されますか。配置に至るまでの事務の流れを教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・署所配置の方法と同様。 	<p>平成13年度に策定した整備計画に基づき、署所及び車両の整備を図っています。</p>
<p>消防ポンプ自動車及びタンク車の配置人員は何人ですか。地域や火災状況によって異なりますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則的には5名。2台配置署所については、連携が取れるため、基本的には2台目が3名、場合によっては4名 - 4名という形で出場する場合もある。状況によって5名 - 3名、4名 - 4名という組み合わせがある。 ポンプ車4トンに5名、2トンに3名ということではない。大きさによって人数が変わるということはない。 ・配置人員の組み合わせの判断は、例えば、人命救助が第一となる場合、前の車に多めに乗せて行き、あとの車が少なめの人数になるようなことがある。 <p>Q. 長期研修や傷病休暇等で休みが重なってしまう場合、特別な配置方法があるか。(例えば相模原では4人を下周らないようにする仕組みがある。)</p> <p>A. 日勤の職員で、対応している。他の署から人のやりくりを</p>	<p>ポンプ自動車の人員は、5人としており、地域、火災状況で、人員数の差異はありません。</p>

<p>してはいない。</p> <p>Q. 大規模災害時、例えば三多摩方面で、23区から応援をもらった場合に、手薄になる地域に対しての移動配備方法はあるか。</p> <p>A. ある。空になった署所には他の地域から何隊かポンプ車を移動し、待機するようになっている。十分であるかどうかは議論があるところだろう。</p>	
<p>【データ】平成15年の消防ポンプ車平均到着時間</p> <p>東京消防庁：3分14秒</p> <p>9方面本部：5分 5秒</p> <p>奥多摩町：9分23秒</p>	<p>相模原市：4分33秒</p>

(3) はしご車について

調査項目及び東京消防庁の状況	相模原市の現状
<p>はしご車は、何を基準に配置していますか。</p> <p>また、町田市と奥多摩町(市街地・準市街地・市街地以外の地域)で異なる基準がありますか。</p> <p>・相模原市と同状況。(中高層建築物や百貨店を中心に)</p> <p>・奥多摩町を除く全署にはしご車を配置している。</p>	<p>中高層建築物が所在する、消防署の管轄区域内にはしご自動車を配置しています。(管轄区域内に、15メートル以上の建築物が10棟以上等の基準による。)</p>
<p>はしご車の配置区域を決定する際、各委託市町境で区切っていますか。</p> <p>・都全体を一つの地域として扱っている。</p>	
<p>はしご車の配置人員は何人ですか。地域や火災状況によって異なりますか。</p> <p>・原則3人。地域、火災状況で、人員数の差異はない。</p>	<p>はしご自動車の人員は、2人としており、地域、火災状況で、人員数の差異はありません。</p>
<p>はしご車の出場基準は何ですか。</p> <p>・通常の建物火災について、殆ど出場している。(奥多摩を除く)</p> <p>・ただし、出場台数については、各出場区で異なる。(火災の程度で出場台数の増減を行っているわけではないが、第1出場で不足していると判断した場合は、増加出場する。)</p>	<p>3階以上の建物火災について、相模原市災害出動基準によって出場します。</p> <p>2台出場する。</p>

<p>【データ】平成14年のはしご車平均到着時間</p> <p>東京消防庁・・・5分11秒</p> <p>9方面本部・・・8分29秒</p> <p>町田署・・・・・・11分35秒</p> <p>奥多摩町・・・なし</p>	<p>相模原市は、データなし。</p>
--	---------------------

(4)化学車について

調査項目及び東京消防庁の状況	相模原市の現状
<p>化学車は、何を基準に配置していますか。</p> <p>また、町田市と奥多摩町(市街地・準市街地・市街地以外の地域)で異なる基準がありますか。</p> <p>・相模原市と同様。</p> <p>・幹線道路の近くには配置。</p>	<p>消防法別表に定める危険物を貯蔵、取り扱う製造所の危険物の取扱い量によって、当該事業所管轄区域の消防署所に化学車を配置しています。</p>
<p>化学車の配置区域を決定する際、各委託市町境で区切っていますか。</p> <p>・都全体を一つの地域として扱っている。</p>	
<p>化学車の配置人員は何人ですか。地域や火災状況によって異なりますか。</p> <p>原則5人。</p> <p>普通化学車・ポンプ車としても使用できるため、化学災害以外でも出場している。</p> <p>大型化学車・</p>	<p>化学消防車の人員は、2人又は5人としており、地域、火災状況で、人員数の差異はありません。</p>
<p>化学車の出場基準は何ですか。</p> <p>・危険物や大規模災害、航空火災発生時に出場計画により出場している。</p>	<p>工場、倉庫火災について、相模原市災害出動基準によって出場します。</p> <p>化学車2台出場する。</p>
<p>【データ】平成14年の化学車平均到着時間</p> <p>東京消防庁・9方面本部・町田署・奥多摩町全てポンプ車と同様の数字。</p>	<p>相模原市は、データなし。</p>

(5) 警防活動について

調査項目及び東京消防庁の状況	相模原市の状況
<p>出場隊数基準は町田署と奥多摩町で異なりますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奥多摩には、はしご車が配置されていないため、その点は異なる。 ・奥多摩町一律の出場基準ということではなく、奥多摩町内でも出場区域によって出場計画が異なる。(市街地とそれ以外では異なる。延焼の危険度、つまり木造密集地であれば、それ適したポンプ車出場の計画をたてる。) 	<p>道路狭あい地域等で若干異なりますが、以外は一律で考えています。</p>
<p>ペア運用を実施していますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2隊配置のところで行っている。 2隊配置であっても1隊しか出場しないケースもあり、その場合はペア運用実施しない。 	<p>実施していない。</p>
<p>乗換え運用を実施していますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ車とはしご車、で行っている。 2隊配置であっても1隊しか出場しないケースもあり、その場合は乗換え運用実施しない。 	<p>実施していない。</p>
<p>消防ポンプ車の運転を業務とする職員の状況はどのようになっていますか。</p> <p><input type="checkbox"/> ア 全て専任 <input type="checkbox"/> イ 専任が多いが、他の隊員として業務を行う者もいる <input type="checkbox"/> ウ 専任は少なく、他の隊員として業務を行う者が多い <input type="checkbox"/> エ 専任の者はいない</p>	<p>ア</p>
<p>複数の指揮隊を指揮することを任務とする、交代制勤務の専任の指揮者はいますか。</p> <p><input type="checkbox"/> ア いる <input type="checkbox"/> イ いない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各署単位ではないが、方面本部にはいる。 	<p>イ</p> <p>指揮隊は、各署1隊ずつ配置されており、1火災あたり1隊しか出場しないため、複数の指揮隊を指揮する専任の指揮者はいない。</p>
<p>専任の指揮者がいる場合、通常の建物火災の指揮体制はどのようになっていますか。</p> <p>ア 指揮者1人 <input checked="" type="checkbox"/> イ 指揮者のほかに、専任のスタッフがいる <input type="checkbox"/> ウ 指揮者の他に専任ではないが、その都度スタッフがつく</p>	<p>イ (火災調査業務を兼ねています。)</p>
<p>上記イウの場合、指揮隊の状況はどのようになっていますか。</p> <p>(1) 専任の指揮隊は何隊ありますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各署に1隊ずつ配置。 	<p>(1) 3隊</p> <p>(2) ア</p> <p>(3) 指揮者ほか2名</p>

<p>(2)どこに配置されていますか。</p> <p>ア 全ての署 イ 一部の署 ウ 本部 エ 地域によって異なる</p> <p>(3)隊員数</p> <p>・原則5名。(大隊長-1、機械隊長-1、情報収集-1、情報伝達-1、警防隊長-1)</p> <p>始めは1隊だが、その後状況によって3隊まで増える。(奥多摩は除く)</p>	
<p>【データ】</p> <p>東京消防庁統計書データに記載されている、火災出場状況及び救助活動状況における「出場件数」と「活動件数」の定義を教えてください。</p> <p>・火災出場計 火災現場までいった吏員数 最終的に火災扱いになった中での従事/不従事 誤報ということに気づき、引き換えした場合の吏員数は含まれない</p> <p>(内)従事人員 火災現場まで行った吏員の内、実際に警防活動に従事した吏員数 不従事人員 火災現場まで行った吏員の内、警防活動に従事しなかった吏員数 (例:初期消火で済んでしまうケース、全員で警防活動を行う必要がなかったため、現場で待機していた人は不従事)</p> <p>【相模原市の場合】</p> <p>・火災番号がついたものについては、活動数にカウントしている。虚誤報については、数から省いている。</p> <p>救助活動</p> <p>・火災出場と同様の考え方であるが、不従事人員については記載がない。</p> <p>・救助出場件数と救助人員がほぼ同数であることについて、火災の際の救助データを足しこむような統計を行うようになってから救助人員が増加したという経緯があるため、その影響があるかもしれない。また、1回の活動で複数人を救助する場合もあるため、それが原因かもしれない。しかし、この数字については、不確定なため、相模原市側でどういう数字が欲しいか要求があればその数字を東京消防庁の方でつくってくれる。</p>	

(6)救急活動について

調査項目及び東京消防庁の状況	相模原市の状況
<p>救急車は、何を基準に配置していますか。</p> <p>また、町田市と奥多摩町(市街地・準市街地・市街地以外の地域)で異なる基準がありますか。</p> <p>・救急活動に覚知から処置開始までに5分という時間を設定</p>	<p>救急活動に覚知から処置開始までに5分という時間を設定し、市域一律の走行距離(時速30km)で、市内全域が包含できる位置に救急自動車を配置する計画となっています。</p>

<p>し、一律の走行距離(分速371m)で、走行可能な域を設定し、救急自動車を配置する。</p> <p>・市街地、準市街地、市街地以外の地域で異なる基準はないが、救急件数が多い地域は、配置基準として考慮している。</p>	
<p>救急車の配置区域を決定する際、各委託市町境で区切っていますか。</p> <p>・都全体を一つの地域として扱っている。</p>	
<p>救急車の配置人員は何人ですか。地域や火災状況によって異なりますか。</p> <p>・3名。(消防施行令44条通りの内容)</p>	<p>救急自動車の人員は、3人としており、地域、火災状況で、人員数の差異はありません。</p>
<p>救急救命士の資格を有する職員は、町田署に何人いますか。</p> <p>・31名。(隊員27名、消防司令1名、予備隊員もしくは研修3名)H16.4.1現在</p>	<p>相模原市:63人(うち救急車搭乗の救命士は60人)</p>
<p>救急事象に際して、消防ポンプ車を救急自動車と同時又は先に出動させる部隊運用を行っていますか。</p> <p>・平成12年4月1日から、PA連携を行っている。</p> <p>(参考)「PA連携とは」</p> <p>早期にポンプ小隊等が救急現場に先着し、ポンプ小隊等と救急小隊が連携して傷病者の救出、救護処置を迅速かつ確実に行う行動をより充実させ、心肺機能が停止した傷病者に対して多くの救急資器材を必要とする高度な救命処置を行う場合や、階段・通路などが狭いために傷病者の搬送が難しい場合など、救急隊員のみでは対応が困難な事態に備えるため、要請の内容から必要と認められる場合には、救急車に加えてポンプ車などの消防車を同時に出場させ、救急隊と消防隊とが連携した救急活動を行う。</p>	<p>5分未到達地域で、患者の症状によって同時出場する場合があります。</p> <p>消防車で最初に駆けつけて、応急処置を行い、その後、救急車で搬送する。</p>

<p>【その他】</p> <p>転院搬送の有料化についての取組みを教えてください。(例えば、料金の設定方法等)</p> <p>・基本的に消防の救急の有料化をするという考えはない。 転院搬送については、民間救急(患者と搬送事業者間での救急)を利用してもらえるようお願いする、その利用環境について、各医療機関や都民に対し、東京消防庁でケアをしていくという方針である。</p> <p>・料金の設定は、各民間事業者が国土交通省による一定の水準範囲内で設定をしている。</p> <p>町田市の救急事象に際して、救急自動車に対応できない場合がありますか。ある場合、件数は何件ですか。また、他市応援等で遠くまで出動して戻れない場合の対策はありますか。</p> <p>・質問の意図として、町田市内で起こった救急事象に対して、町田署で所有する救急車で対応できているかという話であれば、東京消防庁では、救急活動について GPS を利用し、柚木や多摩センター等、都内全域から順次直近の救急車が選定される仕組みになっている。(そういう意味で)救急事象に対して東京消防庁管轄内で所有する救急車で対応できないということはない。</p>	
<p>【データ】平成15年中の救急車平均到着時間</p> <p>東京消防庁・・・6.4分</p> <p>9方面本部・・・ 6.9分</p> <p>町田署・・・・・・ 6.9分(救急隊7隊)</p> <p>奥多摩町・・・・12.2分</p>	<p>相模原市：5分06秒</p>

(7)救助活動について

調査項目及び東京消防庁の状況	相模原市の現状
<p>救助工作車は、何を基準に配置していますか。</p> <p>また、町田市と奥多摩町(市街地・準市街地・市街地以外の地域)で異なる基準がありますか。</p> <p>・大勢の人が集まる所、大規模駅周辺等に主に配置している。奥多摩には配置していない。</p>	<p>相模原市の「<u>地形及び道路事情等</u>」を考慮し、各消防署所に救助隊を配置しています。</p>
<p>救助工作車の配置区域を決定する際、各委託市町境で区切っていますか。</p> <p>・都全体を一つの地域として扱っている。</p>	
<p>救助工作車の配置人員は何人ですか。地域によって異なる</p>	<p>救助工作車の人員は、5人としており、地域、</p>

<p>りますか。</p> <p>・原則として5名。地域によっての人員数の差異はない。</p>	<p>火災状況で、人員数の差異はありません。</p>
<p>救助工作車の出場基準は何ですか。</p> <p>・一般火災では、概ね1台だが、建物の規模によっては、2台以上出場することがある。</p>	<p>一般火災、中高層火災及び救助等について、相模原市災害出動基準によって出場しています。</p> <p>一般-1台/中高層-2台</p>
<p>【データ】平成15年の救助工作車平均現着時間</p> <p>東京消防庁・・・7分59秒</p> <p>9方面本部・・・10分6秒</p> <p>町田署・・・・・・10分2秒</p> <p>奥多摩町・・・28分</p> <p>実際件数が少なく、管内に救助工作車を所有していないため、それをもってして平均とはいえない。</p>	<p>相模原市は、データなし。</p>

(8)通信施設について

方面本部に通信施設(多摩指令センター)を設置した経緯を教えてください。

・受託開始(35)直後は、指令専用の回線はなく、各消防署所で119番を受信していた。災害に関する情報を総合的に見る観点から、S43に第8方面本部に指令本所をつくって情報の統一を図った。H3に現在の多摩防災基地を整理した際に、多摩指令センターをつくった。

広域の通信体制でメリット・デメリットはありますか。(特に広域災害時)

メリット・広域の災害が起こった時、どこで何が足りないか等を把握でき、広域的な対応ができる。

デメリット・指令センターの通信機能が遮断されるような状況に陥った時に、パニックになる。しかし、東京消防庁では、そのような状況になりそうな時は、119番の受付を各署所で受けれるような体制にしている。

Q 火災時に地域情報を細かく把握できず、困ることはないか。

・連絡を受けた時点で、それぞれの消防署の「ショタイニズウ」という所に情報が流れる。

その情報をもとに管内の情報に長けている職員が、その状況に応じれるような体制を整えている。

また、電話が入った段階で、付近の地図がでるようなシステムになっているため、おおむね把握できる。

東京消防庁は、全ての配置を都内全域のバランスで行っているため、情報についても一元化しないと車の運用ができなくなってしまうということもあると考える。

Q 指令は広域の方がよい?

・1つ指令システムを変えると全て変えなければいけないため、経費がかかるという問題はある。しかし、仮に県内におけるシステム変更を行ったとした場合、そのシステム変更にかかる各市全ての経費を合計していくと、スケールメリットはでるかもしれない。統一すれば、県内であればどこでもその情報システムが使えるという点もメリットはあるだろう。

Q 消防を一体で管理している都の方が防災に対する手厚いサービスをできていると考えるか?

・手厚いかどうかはわからない。神奈川県も防災課があるが、都のように知事が直接指令できる手足(消防機関)がないため、広域的な対応(広域的情報を把握し、効果的な部隊配置する)をとることが難しいということはいえるだろう。

(通常の火災の場合はメリットないかもしれない。)

4 【その他】

(1)ヘリコプターの運用体制について

<p>ヘリコプターの運用に関わる職員数の構成(搭乗人員__人、通信人員__人…)</p> <ul style="list-style-type: none">・東京消防庁は、航空隊をもち、立川(本隊)と江東区(東京ヘリポート)に2拠点ある。・構成71人。(操縦士26名。整備士33名。救急員(救急救命士)6名。庶務6名。
<p>職員勤務形態</p> <ul style="list-style-type: none">・夜間も飛行するため、1部3部勤務。毎日勤務。
<p>配置基準</p> <ul style="list-style-type: none">・2拠点で大型3機、中型3機を配置。山岳救助救急・高層ビルや市街地大火における消火・機動力を活かした消防活動を行うために航空隊を配置。
<p>出動基準</p> <ul style="list-style-type: none">・内規で、昼間建物火災で延焼拡大の危険があるとき、船舶・電車等の火災で延焼中であるとき等ある程度細かい基準にのっとりヘリの運用を行っている。夜間時に対しては、超高層建物火災、大型船舶火災を条件としている。その他救助救急、情報収集、ケイタイの運用、臨時機材機工等の運用等ヘリの役割に応じて細かい出場基準で定められている。
<p>経費(人件費・研修費・管理維持費…) ヘリコプター本体やポート等の施設にかかるものも含む</p> <p>東京消防庁と各委託市のヘリコプター運用にかかる経費負担額の考え方</p> <ul style="list-style-type: none">・必要があれば、別途回答。
<p>火災発生から出動までの流れ</p> <p>(1例)</p> <p>119番 多摩司令室受信 航空隊に出場指令 火災 or 救急 or 情報 任務内容に応じて、機材の装着 エプロンと呼ばれる離着陸できる場所に誘導 エンジンをかけて離陸。出動要請～離陸するまで早いときで、10分。</p>
<p>活動件数・活動内容</p> <p>H15年中は、1217件。</p> <ul style="list-style-type: none">・主は、災害時における上空からの人命救助・消火活動・ヘリコプターテレビ伝送システムによる情報収集。その他として、医療器具の搬送、伊豆諸島への偵察、物資の輸送、上空からの写真撮影、広報活動等。
<p>ヘリコプターの運用における課題</p> <ul style="list-style-type: none">・救急ヘリを含めて、救助に関して遠隔地や時間を要するといったときにはメリットがあるが、降りることができる場所に限られている。また、騒音対策は課題。

(研究経過及び研究会メンバーについて)

平成15年度 研究経過

回	研究内容	日
第1回	・研究体制の確認 ・消防行政沿革比較	平成15年8月20日
第2回	・消防行政沿革比較	平成15年9月18日
第3回	・基礎データ比較	平成15年10月6日
第4回	・基礎データ比較について	平成15年10月30日
第5回	・基礎データ比較について ・東京消防庁への委託額について	平成15年11月20日
第6回	・事務内容比較について ・消防費の比較について	平成15年12月11日
第7回	・事務内容比較について ・消防費の比較について	平成16年1月22日
第8回	・消防費の比較について ・ここまでの課題整理	平成16年2月19日
第9回	・中間報告書作成 ・東京消防庁ヒアリングシート作成	平成16年3月18日

平成16年度 研究経過

回	研究内容	日
第10回	・今後の研究の方向性	平成16年5月21日
第11回	・東京消防庁ヒアリング調査項目確認 ・防災費の比較について	平成16年6月8日
第12回	・東京消防庁ヒアリング結果報告 ・首長懇談会資料構成	平成16年7月7日
第13回	・ここまでの調査結果の整理	平成16年8月13日
第14回	・消防業務執行における委託や広域提供のあり方について1	平成16年9月15日
第15回	・消防業務執行における委託や広域提供のあり方について2	平成16年10月18日
第16回	・両市の非常備消防比較 ・両市の防災取り組みについて	平成16年11月16日
第17回	・防災取組比較について ・最終報告書構成について	平成16年12月22日

平成15年度 町田市相模原市合同研究会メンバー
(町田市)

課	職名	氏名
総務部防災課	主査	加藤 信男
総務部防災課	主事	大貫 一夫
企画部政策審議室	主査	内山 重雄
企画部企画調整課	主査	鈴木 賀寿彦
企画部企画調整課	主事	牛腸 哲史

平成16年度 町田市相模原市合同研究会メンバー
(町田市)

課	職名	氏名
総務部防災課	主査	加藤 信男
総務部防災課	主任	大貫 一夫
企画部政策審議室	主査	内山 重雄
企画部企画調整課	主任	田中 利和
企画部企画調整課	主事	青井 裕司
企画部企画調整課	主事	矢野 嘉宏

(相模原市)

課	職名	氏名
経済部政策担当	副主幹	谷 圭介
消防本部消防総務課	主任	水谷 武司
消防本部警防課	主査	加藤 隆夫
企画部さがみはら都市みらい研究所	副所長	樋口 武
企画部さがみはら都市みらい研究所	主任	北村 工匠
企画部さがみはら都市みらい研究所	主事	池田 英彦

(相模原市)

課	職名	氏名
企画部企画政策課	主任	牛腸 哲史
経済部政策担当	副主幹	谷 圭介
消防本部消防総務課	主任	水谷 武司
消防本部警防課	主査	加藤 隆夫
企画部さがみはら都市みらい研究所	副所長	田邊 誠
企画部さがみはら都市みらい研究所	主任	原田 道宏
企画部さがみはら都市みらい研究所	主事	池田 英彦

町田市相模原市合同研究会報告書
テーマ「消防行政」
～委託消防と単独直営消防との比較～

2006年2月発行

編集

町田市企画部企画調整課

〒194-8520 町田市中町 1-20-23 042-724-2103

相模原市企画部さがみはら都市みらい研究所

〒229-8611 相模原市中央 2-11-15 042-769-9224

印刷：町田市総務部総務課

刊行物番号：05 - 81

